

令和4年第2回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
6月14日(火)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	9
○町政に対する一般質問	9
5番 村田 徹也 君	9
4番 野原 隆男 君	20
8番 新井 利朗 君	23
7番 大島 瑠美子 君	28
○町長提出議案の報告及び一括上程	32
○議案第26号の説明、質疑、討論、採決	33
・議案第26号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町税条例等の一部を改正する条例)	
○議案第27号の説明、質疑、討論、採決	35
・議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
○議案第28号の説明、質疑、討論、採決	37
・議案第28号 長瀬町議会委員会条例等の一部を改正する条例	
○議案第29号の説明、質疑、討論、採決	38
・議案第29号 長瀬町立学校設置条例の一部を改正する条例	
○議案第30号の説明、質疑、討論、採決	41
・議案第30号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例	
○議案第31号の説明、質疑、討論、採決	43
・議案第31号 長瀬町コミュニティ消防センター設置条例の一部を改正する条例	
○議案第32号の説明、質疑、討論、採決	45
・議案第32号 令和4年度長瀬町一般会計補正予算(第1号)	
○議案第33号の説明、質疑、討論、採決	56

・議案第33号 令和4年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
○議案第34号の説明、質疑、討論、採決	57
・議案第34号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について	
○日程の追加	60
○議案第35号の説明、質疑、討論、採決	60
・議案第35号 長瀬町学校統合準備委員会設置条例	
○議員提出議案の報告及び上程	63
○発議第4号の説明、質疑、討論、採決	63
・発議第4号 町長の専決事項の指定について	
○議員派遣の件	64
○議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件	65
○日程の追加	65
○経済観光常任委員会の閉会中の継続調査の件	65
○字句の整理	66
○閉会について	66
○町長挨拶	66
○閉 会	66

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第65号

令和4年第2回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年6月9日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 令和4年6月14日(火)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	村	田	光	正	君	2番	板	谷	定	美	君
3番	井	上	悟	史	君	4番	野	原	隆	男	君
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君
7番	大	島	瑠	美	子	8番	新	井	利	朗	君
9番	染	野	光	谷	君						

不応招議員（なし）

令和4年第2回長瀬町議会定例会 第1日

令和4年6月14日（火曜日）

議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、諸般の報告
- 1、町長挨拶
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町政に対する一般質問
 - 5番 村 田 徹 也 君
 - 4番 野 原 隆 男 君
 - 8番 新 井 利 朗 君
 - 7番 大 島 瑠美子 君
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第26号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第27号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第28号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第29号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第30号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第31号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第32号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第33号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第34号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第35号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議員提出議案の報告及び上程
- 1、発議第4号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議員派遣の件
- 1、議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 1、経済観光常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 1、町長挨拶
- 1、閉 会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	村田光正	君	2番	板谷定美	君
3番	井上悟史	君	4番	野原隆男	君
5番	村田徹也	君	6番	野口健二	君
7番	大島瑠美子	君	8番	新井利朗	君
9番	染野光谷	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤夕キ	江君	副町長	齊藤英夫	君
教育長	井深道子	君	総務課長	福島賢一	君
企画財政課長	若林健太郎	君	会管理者兼計 会務税務会 課長	福島嶋俊晴	君
町民課長	玉川真	君	健康福祉課長	内田千栄子	君
産業観光課長	相馬孝好	君	建設課長	若林智	君
教育次長	中畝康雄	君			

事務局職員出席者

事務局長	枿原秀樹	書記	石川正木
------	------	----	------

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長(板谷定美君) 皆さん、おはようございます。

本日は何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長(板谷定美君) これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(板谷定美君) 本日の会議において、地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のために出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長(板谷定美君) ここで、諸般の報告をいたします。

まず、前回の定例会以降の正副議長の公務及び出張につきましてご報告いたします。

3月23日、秩父市役所で秩父地域議長会第4回定例会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

5月19日、秩父市役所で第75回全国植樹祭埼玉県開催秩父地域誘致推進委員会があり、議長代理で副議長の野原隆男君が出席いたしました。

5月21日、秩父宮記念市民会館で秩父青年会議所創立60周年記念式典があり、出席いたしました。

5月23日、横瀬町役場で秩父町村議員クラブ代表者会議があり、出席いたしました。

5月24日、秩父地方庁舎で秩父地域議員連盟第1回役員会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

また、長生館で長瀬町商工会通常総代会があり、同じく副議長の野原隆男君と出席いたしました。

5月25日、秩父市役所で第50回ちちぶ定住自立圏推進委員会があり、出席いたしました。

5月26日、養浩亭で長瀬町観光協会定期総会後の懇親会があり、出席いたしました。

5月27日、秩父市役所で秩父地域議長会定期総会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員からの報告をお願いいたします。

8番、新井利朗君。

○8番(新井利朗君) おはようございます。それでは、秩父広域市町村圏組合議会からの報告をさせていただきます。

5月24日、全員協議会が開催されました。これは、4月に秩父市議会議員選挙並びに皆野町議会議員補欠選挙が行われました関係で人事異動がありました。その後、議会運営についての話し合いがあり、議席につきまして発表がありました。また、議長は秩父市議がやっておりましたが、残任期間として木村隆彦議員が議長に決まりました。そのほか委員長、それから副委員長の選任等がありました。これが全員協議会での主な議題であります。

続きまして、5月31日に臨時議会が開催されました。これは主に秩父広域市町村圏組合職員の服務に関する規程であり、また勤務時間、休日及び休暇に関する規程、それから育児休業等に関する条例の改正ということで専決処分が行われました。その報告であります。これは全員起立で賛成されております。

次に、令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）が専決処分された内容が報告されました。内容につきましては、部品の供給等が遅れ、またそのことによって工期がずれ込んで年度内に収まらなかったということでもあります。それも今月6月いっぱいには完了するという報告であり、総員起立で賛成されております。そのほか秩父広域市町村圏組合の公平委員会委員が新たに選任されました。

以上で秩父広域市町村圏組合議会からの報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（板谷定美君） 次に、皆野・長瀬下水道組合議会議員からの報告をお願いいたします。

4番、野原隆男君。

○4番（野原隆男君） 皆さん、おはようございます。皆野・長瀬下水道組合に関する報告をいたします。

令和4年第1回皆野・長瀬下水道組合議会定例会が令和4年3月16日に行われ、井上悟史議員と野口健二議員、大島瑠美子議員とともに出席いたしました。

本定例会におきましては、条例新規制定1件、条例改正3件、令和4年度補正予算3件、令和4年度予算3件、埼玉県市町村総合事務組合の規約改正1件、監査委員の選任1件、計12議案が提出され、慎重審議の結果、全て原案どおり可決・同意されました。

なお、本定例会において、正副議長が辞職したため選挙が行われ、議長に皆野町の林太平議員が、副議長に井上悟史議員が選出されました。

以上で皆野・長瀬下水道組合の報告といたします。

○議長（板谷定美君） 監査委員から前年度基金監査及び例月出納検査における令和4年2月分から令和4年4月分までの結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（板谷定美君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。

本日ここに、令和4年第2回長瀬町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私共々ご多忙の中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

まず初めに、令和4年4月1日付で就任いたしました教育長のご紹介をさせていただきます。井深道子教育長でございます。

○教育長（井深道子君） 井深道子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 続きまして、令和4年4月1日付で幹部職員の異動がありましたので、ご紹介をさせていただきます。

まず初めに、埼玉県からの派遣職員であります若林健太郎企画財政課長でございます。

○企画財政課長（若林健太郎君） 若林健太郎でございます。よろしくお願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 内田千栄子健康福祉課長でございます。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 内田千栄子でございます。よろしくお願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 中畝康雄教育次長でございます。

○教育次長（中畝康雄君） 教育次長、中畝でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 以上、異動のありました幹部職員でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、6月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

気象庁から関東甲信地方は6月6日に梅雨入りしたと発表がございました。今年の梅雨入りは前年より8日早く、九州南部より早いのは17年ぶりということでございます。新型コロナウイルス感染症対策を実践しながら、特にこの梅雨から真夏にかけての時期は快適に過ごすための注意を払うことが大切でございます。気候と体調は密接に関係しているため、議員の皆様につきましても、ふだん以上の体調管理にご留意いただきたいと思います。

さて、国内情勢を見ますと、令和4年4月28日に令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の費用が閣議決定され、令和3年度補正予算で計上していた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の留意分と合わせた合計1兆円を財源として、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されました。対象事業としましては、総合緊急対策に掲げられました4つの柱であります原油価格高騰対策、エネルギー・原材料・食料等安定供給対策、新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援に該当する事業となります。当町といたしましても生活者及び事業者に対する支援につきまして、有効に交付金を活用すべく努めてまいり所存でございます。

また、7月中に参議院議員通常選挙が行われます。今日現在、投開票日は確定しておりませんが、7月10日の日曜日が有力視されております。新聞等の報道によりますと、今回の参議院選の埼玉選挙区は立候補予定者が多いとのこと。

また、世界に目を向けますと、ロシアのウクライナ侵攻に関するニュースが連日大きく報道されております。2月24日にロシアの軍事侵攻から約4か月が経ちますが、双方が態度を硬化させる中、戦闘の終結は見通せない状況が続いています。一日も早い平和を願います。

ここで、3月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、総務課関係についてご報告申し上げます。

4月6日に秩父警察署管内の春の全国交通安全運動出発式を長瀬地区公園において開催しました。式典では、たけのこ保育園の園児が元気よく交通安全宣言を行い、宝登山小動物公園の皆様にもルモットが一列になってハウスへと帰るモルウェイを披露していただきました。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

毎年5月、町民の皆さんや企業、商店のご協力により開催してまいりました社会福祉協議会主催の福祉バザーにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度より開催を中止しておりましたが、引き続き当面の間は中止とし、福祉大会のみ11月に開催する予定です。

また、新型コロナワクチン接種についてでございますが、今後4回目の接種体制を確保し、60歳以上及び基礎疾患のある3回目接種終了者を対象として、7月下旬から実施していく予定でございます。

次に、産業観光課関係について申し上げます。

毎年春の恒例行事となっております観光協会によるライトアップイベントが3月23日の岩田桜を皮切りに北桜通り、北桜通りの桜若葉、現在6月19日まで月の石もみじ公園の青もみじのライトアップが行われております。今年は会場内に竹あかりの飾り付けも行っていただきました。

また、花の里づくり実行委員会やボランティアの皆様のご協力により実施しております花の里ハナビシソウ園は5月14日に開園いたしました。今年はこぼれ種を育てる取組を試験的に行ったため、種まきをした畑との開花時期のずれが生じてしまいましたが、今年も多くの観光客の皆様にご来場をいただきました。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

長瀬中学校の体育祭につきましては、雨天順延となったものの、5月24日に好天の下開催されました。新型コロナウイルス感染対策を行いながら無事終えることができました。

次に、小学校統合に関する説明会につきましては、4月に各小学校のPTA総会などで保護者向けの説明会を、5月に町内5つの会場において住民向けの説明を行いました。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、専決処分承認案件2件、条例の一部改正案4件、補正予算案2件、規約変更案1件の合わせて9議案であります。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、ご議決賜わりますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。本日はよろしく願いいたします。



◎議事日程の報告

○議長（板谷定美君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これによって議事を進めてまいりますので、よろしくご了承お願いいたします。



◎会議録署名議員の指名

○議長（板谷定美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、長瀬町議会会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

1番 村田光正君

3番 井上悟史君

以上の2名を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（板谷定美君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から15日までの2日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から15日までの2日間に決定いたしました。



◎町政に対する一般質問

○議長（板谷定美君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく簡明瞭にご発言いただき、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願ひ申し上げます。

また、質問・答弁時間は、1人につき60分以内でお願いいたします。

それでは、最初に5番、村田徹也君の質問を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。

それでは、先を見越した町政の運営について、町長に質問いたします。

行政は、その時々が生じる課題への対応が求められていますが、その一方で将来を見越した町の長期的な在り方を示すことが必要になります。そこで、住みよい町をつくるために、次の点について伺います。

- 1、人口減少がより進む町の将来のあり方について。
- 2、高齢社会での生活基盤の確保について。
- 3、地域コミュニティの基本単位である行政区の見直しについて。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員のご質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、かつて経験したことのないような感染症の流行や自然災害など困難な課題への対応が求められております。その中でも中長期的な展望を持ち、施策を立案、実行していくことが重要です。

1つ目の人口減少がより進む町の将来のあり方についてでございますが、町の将来像につきましては、令和8年度までを期間とする総合振興計画の基本構想において、「いつまでも暮らしたいまち、いつまでも活力のあるまち、いつまでも輝き続けるまちを目指す」としております。昨年度策定いたしました後期基本計画においても、このまちづくりの基本理念を引き継いでおります。また、後期基本計画と併せて人

ロビジョンを改めて策定いたしました。今後の移住定住促進策の成果を見込み推計しましたが、2040年の当町の人口は4,927人となっています。残念ながら推計結果が劇的に改善することはないと思われ、移住定住推進施策、企業誘致など人口減少対策を重点に地道に進めてまいります。また、人口が減少する中でも住民サービスが後退しないように知恵を絞って事務効率化に取り組んでまいります。

続きまして、2つ目の高齢社会での生活基盤の確保についてでございますが、健康や介護、医療、地域コミュニティや居場所、移動手段、住まい、買い物など、高齢者の生活を支えるもの全体が生活基盤となってくるかと思えます。当町におきましては、高齢化率が40%を迎える日も近く、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを可能な限り続けることができるよう、医療や介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括システムの構築を目指し、取り組んでいるところでございます。現在、医療や介護などは専門職によるサービスの提供がされておりますが、高齢化がさらに進み、少子化により就業人口が減少していることから、今後は専門職でなくてもできる取組については事業所や地域で担う必要が出てきております。また、高齢者が健康づくりや介護予防に自ら取り組み、健康寿命を延ばすことや、地域における支え合いや助け合いにより、通いの場の創出や地域の中での見守り活動を進めることなどが重要になってまいりますので、こうした取組が進めやすいよう支援をすることも町としての役割と認識しております。今までも助け合いのできるまちを目指して取り組んでまいりましたが、高齢化が進み独り暮らしが増えていく社会においては公的なサービスのみではなく、自らできること、地域でできる助け合い、通いの場の創出などにも積極的に取り組んでまいります。

続きまして、3つ目の地域コミュニティの基本単位である行政区の見直しについてでございますが、現在、長瀬町には長瀬町行政区設置要綱に基づき27の行政区が設置されていますが、6月1日現在で2,904世帯のうち、介護保険施設、民間アパート入居者など行政区に加入していない453世帯を除きますと、2,451世帯が加入しています。10年前の平成24年からの世帯数の移行を見ますと、町全体では25世帯増加していますが、行政区加入世帯となると166世帯減少しています。近年は高齢化が進み、高齢者の単身世帯や非加入世帯の増加により自治会組織の担い手が減っているなどの課題を抱えていることは伺っております。中でも世帯数の少ない行政区では役員の成り手がなく、その選出に苦慮している区があることも承知しております。その対策として行政区の再編が考えられますが、長い伝統をもって地域の自治を担ってきた各行政区には、その区独自のルールや今までの習慣もあります。いざ再編しようとした場合、地域固有の背景を有するものですから、簡単に答えの出せる問題ではありません。しかしながら、根岸区、石原区のように最近分かれた例もありますし、また、岩田区のように区内は4地区に細分されていますが、区長は全体で1人という例もあります。再編については行政区同士の話し合いが必要不可欠と考えますので、もしそのような話が出てきたときには、根岸区、石原区、岩田区を参考にさせていただき、あくまでも行政区同士で進めていただいて、ある程度の方向性ができた段階で町に相談をしていただければと思います。いずれにいたしましても、行政区は町と町民とのパイプ役で行政サービスの一端を担っていただく町には欠かせない組織でありますので、何かございましたらばご相談をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、議長、マスクを外させていただきます。

○議長（板谷定美君） どうぞ。

○5番（村田徹也君） 私のほうの一般質問の中で町長答弁いただきましたけれども、概略町の状況という

のは町長も認識されているということをまず確かめさせていただきました。ちょっと細かい点に入るのですけれども、まず町の総合振興計画なのですけれども、これ前期、後期と、今後期に入ったところなのですが、前期のときの20年後の町総人口を推計したとき6,350人だったのです。現在は先ほど町長もおっしゃいましたように4,927人。1,427人の誤差が出ているわけなのです。減少幅が大きくなっていると。これはなぜか。要するに出生率ですね、合計特殊出生率を幾つに捉えたかと。今回の後期については、平均的な1.0で試算をするというふうな説明がありました。これ直近が0.47なのです。合計特殊出生率0.47ですよ、昨年かな。ということは、0.5ぐらいで試算したという数値も載せておくべきなのではないかなと。今私が言いたいのは、将来的に1.0の合計特殊出生率を町のほうで見込んでいるのかということです。私は無理だと思うのですが、施策を展開してそのように持っていく。以前は合計特殊出生率を2.0に想定した場合とかということがあったのです。かなりの無理があるので、やはり将来の見越し方が少し甘いのではないかなというところで、まず0.5の試算をできているのかどうかと。できていなかったらするべきではなかったかなということ。

次、空き家が大分増えてきているということや、高齢者の単一世帯というのが、これは町民課で承知かもしれませんが、1人世帯ですよ、2年ぐらい前かな、390世帯ぐらいだと思うのです。高齢者2人世帯が400をちょっと超えた数だと思えます。だから、高齢者だけで住んでいるという世帯数が800を超えているかと思えます。今現在ですよ、と思うのです。私の調べたところだと。すると、20年たったときに、町の高齢化率が48%になると。では、こういう世帯数はどれだけできそうなのだろうと。そして、それに関わる空き家数はどれくらいになるのだろうというふうなことも試算して町民に示す、またはそれを行政のデータとするという必要があるのではないのかなということもまずお聞きします。

特に移住定住なのですが、3番にも関わりますけれども、地域コミュニティ、田舎ですので、行事さんが来るとか、区長さんが来るとか、班長が来るとか、そんなふうなことで私も祭りの役をやっているのですが、本年度行事予定だった人が私はやりませんということで、行事さんが見つからなくなったというふうなこともあるのです。外から移住してきた方がこのようなことで、この基盤整備をしていかないと、ちょっとそんな付き合い無理だぞという方も出てくるので、そちらにも目を向けていく必要があるのではないかなと。そのことについて。だから、特にこれについては自然の豊かさを生かしたりタイア世代の住みよい町をつくるか、優遇措置を講じた積極的な企業誘致または空き家を活用して相当額の予算を投じて2地域居住を進めるとか、何か一つ焦点を決めてというのですか、やったらいかがなものかなと。特にその中で、これからのまちづくりに大きく2つあると思うのです。人口減を極力抑えるような施策を展開するのか。それとも人口減を見越した、コンパクトにはならないですけれども、言葉で言うとコンパクトなまちづくりをするのか。この2つのうち1つ、両方目指すのか、どちらか1つを目指すのかということについてお伺いしたいと思います。

なお、将来を見越した場合にいろいろあると思うのですが、例えば行政の内容も変えなければいけないだろうと。当然役場職員の定員管理も将来的にはこうしていくのだという数値が示せれば示して、それに向かってやっていくのがいいと。議会にしても議会議員定数等についても、人口が4,000人ぐらいになっていくということを見越して、どうするのかということを見極めるといいますか、推計するというか、早めにやって示していったほうがいいかなということを思います。

いろいろあって申し訳ないですけれども、よく行政は企業的感觉でというふうなことを政府も言うのは簡単ですから、言っていますけれども、では企業的感觉って何だろうと。私が考えると、会社の名前言っ

ていいのかな。例えば旭化成とかいうと、繊維メーカーだというのが私の頭なのです。ヤマダ電機、電気屋さんだと。しかし、こういう企業は今住宅建設なんか、トヨタ自動車さんでもそうですよね。そんなふうな、なぜか。生き残れないから、先を見越して事業展開を変えていくということです。要するに企業的感觉ということ、こういうことではないのかと。それを町に当てはめるということはどういうことなのだろうと。私もちょっと分からないのですが、町としてそのことをどう受け止めているのかということについてお聞きします。

2番に行きますので。これは総務省の発表なのですけれども、2021年、数字、私の思っているのと違うのだけれども、とにかく総務省の発表で、1990年代、この長瀬町は課税所得、町の課税をする基になる所得が100億円を超えていたと。これは数字で私も見ました。2021年見ると87億6,950万円なのです。13億ぐらい課税に対して減っていると。これは高齢化とか仕方ないことだろう。1世帯あたりを見てみると、1992年に1世帯当たりの平均所得が351万円と出ていたのです。では、2021年は幾らかと。これ大事なことだと思うのです。287万4,303円と出ていました。すると、1世帯あたり64万円の減収になっている。当然これは高齢化とか働き手の世代が少ないとか、そんなふうな理由があると思いますが、こうなってくる住民の生活の確保ということに関して、町としては非常に神経をとといいますか、施策を講じなければいけないと思います。

そのことはともかくとして、生活基盤の整備というふうなことについて、将来を見越して、医療、買物、人間としての生きがいの追求、特に安心安全な生活の確保。これについて本年度、国からこの町は過疎地域に指定されましたので、この過疎地域に指定されたということをもどのようにまちづくりに生かしていくのかと。過疎債を増やしていくというのは、あまり私個人は賛成ではありませんけれども、その点について。

あともう少し。区の制度ということについて。今27区ありますけれども、一番世帯数が少ないのは風布ですよ。次、石原、上中宿。多いのとはいうと、上袋、中野上、岩田ということです。これは相当差があります。人口も今と同じです。今現在の世帯数と人口は上位3と下から3は同じです。私は上中宿というところに住んでいます。私の区を見ると、高齢化率というのが、ここ昔は7区と8区というので2つだったのです。全然別なのです。一応私の住んでいる、とにかく上宿というふうなところを見ると、高齢化率は52.86%なのです。上中宿が平均すると45.38%なのです。これは正確な数字、私が戸数で調べた数字です。そうすると、町よりかなり高齢化が進んでいると。特に高齢者だけで住んでいるという世帯が、うちのほうは30ちよつとなのですけれども、17世帯なのです。三十幾つのうち17世帯が高齢者だけなのです。6軒が空き家なのです。20年たってみれば、この17世帯は後継者がいないのです。長瀬町に今住んでいません。全部空き家になってしまうかもしれないと。これは昔からの人口が増えていないところなのですが、このことに関わって、例えば今区長さんは来年80代の方がやります。なぜか。自分たちの息子夫婦が転勤で茨城に出てしまった。行きがかり上、何とかやりますと。もう80を超えている方です。来年やります。その次の年は39歳ぐらいです。その次の年は38歳ぐらいです。これ年齢順に来たのです。年齢順に来て、では、どうするのと。誰が区長やるのという状況なのです。そうすると、例えば80代にまた戻って下りてくるといふようなことか。これはコロナで区の話合いもできていないのですが、現実是非常に厳しい。お祭りの役といっても、非常に今実際にもめてもいます。

そういう地域のコミュニティというふうなことに対して、私が提案したいのは、長々としゃべりましたが、各行政区の状況を上中宿とか下宿とか矢那瀬上郷、矢那瀬下郷とか、ではどんなような人口構成にな

っているのだらうと、空き家がどのくらいあるのだらうかとかということ、大変でしょうけれども調べて、マップでもちょっと数字でも入れられるようにすると。そうすると、ここは大分高齢化が激しいねとか、買物するのにお店がないねとか、そのような何と言ったらいいのですかちょっと分かりませんが、そんなふうなマップでもつくって行政の参考というか、それにしたらいいのではないかなということで質問にいたします。

以上です。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

大変多岐にわたっておりますので、ご納得のいく回答はできないかもしれませんが。まず初めの振興計画につきましてでございますけれども、確かに見込みが甘かったと言われてしまいますと、そのとおりかなという思いはいたしております。思った以上に人口減少が進行しておるという状況でございます。しかしながら、その中で何とか町といたしましても努力をさせていただきながら、名誉挽回ではございませんけれども、図っていきたいという思いの中で、現在こうした数字を出させていただいておるわけでございます。

それから、空き家が増えてきておるということでございますけれども、これは2番目の質問ともまた連動してくるわけでございますけれども。この空き家対策につきましては、町といたしましても委員会を設置いたしまして、空き家につきましてはランクづけをいたしまして、使えるものについては空き家バンクに登録をさせていただくよう促すとか、いろいろと手だてをしておるわけでございます。貸していただける、売っていただけるという空き家ばかりではございませんので、そのところを何とか持ち主さんのほうにお願いをしてというような形の中で、今現在空き家バンクに登録されているのは四、五件ぐらいかなと思っておりますけれども、今年になりましても一、二件、多分成立をされたというようなお話も伺っております。ですので、この空き家対策につきましては、しっかりと町のほうでも把握をし、何とかそうした利用をしていただけるように図ってまいりたいと思っております。

それから、移住定住につきましてでございますけれども、確かによそから来られた方が地域の中に入るというのは大変難しいことかなという思いはいたしております。全く違うところから入ってまいりますと、その地域の今まで培ってきたものが全く分からないわけでございますので、そうした中でこうした方たちもいらっしゃるかなという思いをしておりますけれども、そのところを何とかその地域に溶け込んでいただけるように地域の人たちにもご協力をいただけたらありがたいなと思っております。今現在、移住定住につきまして、意外と長瀬町は町といたしましては若い人たちに入ってきていただきたいというのが一番の望みなわけでございますけれども、風光明媚だということで、高齢者も入ってきていただいております。そういう方たちがのんびりゆっくり過ごしたいという中で、その地域の輪に入っていくというのは、気持ちの切り替えですとか、そうしたところで難しいかなという思いがいたしておりますけれども、ぜひその地域の皆さんにもご協力願って、地域の輪に入っていただけるようお願いができればと思っております。町といたしましても当然その努力はさせていただくつもりでございます。

それから、これからどんどん人口減少が続いてまいるわけでございますけれども、その中でコンパクトなまちづくりというスマートシティですか、そのようなことも国のほうでも進めておりますけれども、長瀬町の場合には細長い町でございますので、なかなかスマートシティに値するかなというような、これをやるのにはちょっと難しいかなというような思いをいたしております。ただ、時々コンパクトシティもあ

りかなという思いはよぎるわけでございますけれども、何しろ駅も4つございますし、横長で皆さん生活しておるわけでございますので、その中で何とか今現在の状況を維持していきたいなと思っておるところでございます。

そうした中で将来像というお話でございますけれども、人口減少、これは長瀬町だけのことではございませんで、日本全国、地方に参りますと、どこでも同じような状況でおるわけでございます。この一番の原因は先日、土曜日でしたか、読売新聞にも出ておりましたけれども、何しろ結婚をされる方が減っているという状況の中で、男性は4人に1人が未婚である、女性は6人に1人が未婚であるというような状況の中で、人口が日本中でどこでも減っているという状況のわけでございます。コロナ禍の中で今婚活もなかなかできませんので、出会いの場を皆さん求めておるわけでございますけれども、何とかコロナのほうももう少し落ち着いてまいりましたらば、こちらのほうも進めながら何とか結婚をしていただくような施策も考えてまいりたいと思っております。子育て支援についてもそうですけれども、そうしたことを充実することによって結婚をしていただけるような、そうした雰囲気をつくらせていただきたいなと思っておるところでございます。

その中で、長瀬町も高齢者に対する施策というのはしっかりやらせていただいておりますので、高齢者もそれに応えて、元気モリモリ体操ですとか、こうしたものに対しては大勢の皆さんに参加していただいておりますのでございまして、以前も申し上げましたけれども、令和2年度には元気モリモリ健康長寿という町で、県で優秀賞をいただきまして、900万円いただきましたというお話をさせていただいたと思うのですが、令和3年度もおかげさまで、また優秀賞をいただいたということで、1,000万円頂けるということになっております。職員も一生懸命、少子化・高齢化につきましては、頑張らせていただいておりますけれども、なかなかこの町も同じですけれども、その成果が出てこないというのが現在の状況だと思います。

それから、住民の生活の確保ですか、過疎地域に指定されたということで、今年度から過疎地域に指定されたことよってのメリットもたくさんあるわけでございます。これにつきましては、この後、8番議員のほうからご質問いただいておりますので、そのときに担当のほうから細かく説明をさせていただきますけれども、利点もたくさんございますので、その中で過疎債をしっかりと活用してということではなくて、上手に活用させていただくということになると思いますけれども、そうした中でお年寄りですとか、子供たちの生活を守らせていただきたいと思っております。医療ですとか、買物ですとか、いろいろご質問いただきましたけれども、医療につきましても先日の6日の土曜日に読売新聞に出ておりましたけれども、お医者さんの少ない地域には県の医師会のほうで回していただけるというような施策を考えていただいて、2023年ですから、来年あたりからそのような形が整ってまいるのでございまして、よかったなとほっとしておるところでございます。また、買物難民につきましてもこれから補正の中で出てまいりますけれども、今まで以上に手厚い買物難民に対しての支援策を考えておるところでございます。補正予算の中でこれにつきましてもまたご提案させていただきますので、よろしく願いいたします。

それから、区の高齢者のみ世帯です。これは村田議員のところだけではなくて、どこでもそういう問題を抱えておるわけでございますけれども、その中でいろいろと地区でもその区その区によって特色を出していただくというのですか、独り暮らしの女性には、その役をいいですよとか、高齢になられたらばパスしていただいて結構ですよとか、そこのところは区民の皆さんが話し合っているいろいろと対策を練っていただいておりますので、町といたしましては、ぜひそのようなことでお願いできればなと思っ

ておるところでございます。区によりましては、行政のほうに関わる仕事と、あと神社ですとか、そういうお祭りですとかに関わる仕事と、分けて役員をつくっていらっしゃる区もあるようでございます。そんなことも参考にさせていただきながら、これからその地域を守っていただけたらありがたいなと思っております。

空き家につきましては、先ほども申し上げましたとおり、委員会をつくりまして、ランク分けをいたしまして、もう壊していただきたいような空き家もございますので、そうしたところにはそれなりのご通知を差し上げる中で、今年度は、昨年度になるのかな、2件ご通知申し上げましたところ、壊していただいて更地にしていただいたということもございます。使えるものは使わせていただき、またどうにもならないものは危険ですので、そのところは対策を取っていただきたいということで町も進めておりますので、これからも。実は長瀬町の場合には、空き家を使いたいという方たちも結構来られるのですけれども、なかなかうまくマッチングができないというような状況でございますが、町といたしましても、そのところはしっかりと対応させていただいておりますので、なるべくうまくマッチングできますように努力をさせていただきますと思っておりますので、よろしく願いいたします。

何か落としたものがありますでしょうか、またよろしく願いいたします。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは引き続いて、ちょっとお答えいただけていないところがあったのですが、要するに0.5での出生率で試算とかいうのは、するのかもしれないかということについて、してあるのなら、その将来推計をやっぱり示していただかないと、将来的にどんな町になるのか分からないと。

あと、コンパクトなまちづくりという意味ではなかったのですけれども、要するに人口減を抑えるような施策とか、それとももう人口減は見越してしまって、これコンパクトになるはずがないので、それに適応させたまちづくりをしていくかという質問でありました。

あと、企業的感觉というのをどのように行政に生かしているのかというふうなことで、過疎地域については、また後でというお話がありましたので、極力過疎債はどうかという点もありますので。

あと幾つかあるのですけれども、行政区の成り立ちについては、そういうところもありますと言うのですが、そうに行き着かない私のような区もあるという現状を把握していただきたいと。もうお祭りも区も何も全部別になっても、要するにそれだけの人材がいなくなっていて、はっきり言って3年たったら区長のやり手がないから、民生委員と同じように町でやっていただけるのですねって今私は言いたいぐらいです。だから、そうでないと成り立たないような状況になっているという区もあるのですから、そういう区ごとのやはり調べをしっかりと。

あと空き家についても簡単に町長言いますが、これ議事録に残りますが、私家を壊したのですが、600万かかりました。今分別がありますから。壊すと今度は雑種地になると、税金が高くなると、おいそれと壊せないという現状があるわけです。だから、そういうことをも含めて、空き家増えていくけれども、どれだけ増えていってしまうのだろうというような予想の見込みで、どうしよう、なかなかいい対策はないと思うのですが、やはり。ランクづけてといても私なんか分からないです。自分の住んでいるところ、6軒空き家があるのですが、うちの親戚も空き家になっていますけれども、ではその空き家がランクでどこになっているのか分からないし、もう少し分かるような状況にさせていただけたらと思います。

まだたくさんあったのですが、ちょっと時間もないのですが、いろいろ健康寿命を延ばすとかいうふうなことで、これは反対ではないですよ、例えば元気モリモリ体操、やったにこしたことはないです。今現

在高齢者が2,637人ぐらいかな、そのうちの延べ人数ではなくて、一体何人がここへ参加しているかということ。それからふれ愛ベース、いきいき館について、これ飛び込みの人が一体どれだけ入っているのだろうか。行事で入っていると、サークルで入っていると、子育て支援の行事で入っていると、この人数は分かります。しかし、あそこに誰でも行って触れ合いという目的で造ったふれ愛ベースに飛び込みで行って、一体1日何人いるのだと、いきいき館に何人行つとるのだと、有効活用されているかどうか。例えばあそこに行って、子供館みたいなものがあれば子供たちが自由に行ってできると。それから、日曜日一番多い、もう子供の数とかいいですよ、調べてありますけれども、日曜日にあそこに行きたいのだけれども、やっていないと。だから、平日は認定こども園とか保育園に行っている人が多いわけです。やはり土曜、日曜ならあそこでも行けるのではないかと。だから、長瀬の公園なんか土日結構来ています。あんなふうな条例、あそこの改正したらいいのではないかと。特に高齢者については行きにくいのです。あそこで、例えば、今DXとかということで騒がれていますけれども、これから将来いろんな申請とかが紙ベースではなくなっていくと、やりようが分からない。だから、例えばパソコンとかインターネット、パソコンが置いてあって、あそこへ行ったらそんなふうなのを教えてください。パソコン教室ではなくて、そんな指導員とか資格を持った人ではなくても、簡単なパソコンを教えてくださいとか、あそこでちょっとモリモリ体操ではなくても体操をしましょう、とかいうふうな、そんなふうな活用にすれば、飛び込みということもできるのではないかなと、ちょっと細かい点になりましたが。

一番私が言いたいのは、長瀬町の行政執行について、成り行きの将来像を住民に示して、それを理解、共有するということが必要なのではないかと。特に住民がどんなことを町に望んでいるのだろうかということ町でどうに把握していくかと、そんなことは必要ではないのかと。特に現状を起点とした課題対処の取組、今の町の形はそういうような形と見受けれます。ではなくて、将来を起点とした、要するに目標を実行していく、そんな取組に行政手法を切り替えていったらいいのではないかと、これが一番言いたいところですので、ちょっと抽象的になりますが、時間もないのでご回答のほうをお願いします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

大変細分化されておりますので、各担当からご回答させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（板谷定美君） 副町長。

○副町長（齊藤英夫君） 人口推計の関係で0.5で試算をしているのかということなのですが、現在は0.5ではやっております。今回の計画につきましては、直近何年かの平均値を出して、その平均値で出生率を計算しております。前回というか去年はかなり低かったのですが、その前がまだ上がっておりますので、その直近の平均を取って1.0かな、で計算をさせていただいております。

以上でございます。

〔「それは分かっているのです。だから、0.5は出していないのですねという、そのときに」と言う人あり〕

○副町長（齊藤英夫君） 0.5は出しておりません。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

モリモリ体操の関係ですとか、特に質問の内容に入っておりませんでしたので、資料は用意してきてい

ないのですけれども、令和2年度の行政報告書によりますと、モリモリ体操の参加の実人員、会員数ですか、は188人ということになっております。延べ参加が2,496人ということになっております。3年度につきましては、まだ集計が出ておりませんので、今お示しすることはできません。

また、ふれ愛ベースのほうが誰でも行けるような、飛び込みでどのぐらいの人が参加しているかというところなのですけれども、そちらも今手持ち資料ございませんので、もしよろしければ議会終わった後にも担当課のほうに寄っていただければ、ある程度お示しできるかと思っております。

それから、高齢者がふれ愛ベースのほうに行き、パソコンなどがあれば、そういったことに取り組めるのではないかということなのですけれども、ふれ愛ベースにつきましては、子育て支援の拠点ということで主にやっておりますので、高齢者の生涯学習的なものにつきましては、公民館のほうで取組を主にやっていたいただければ、部屋もありますし、設備もありますので、そちらで対応していただければいいのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 次は。

〔「企業的感觉をどんなところに取り入れているのかという質問だけまだ
いただいているんで、どういう」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 企業的感觉で行政を進めるということについて、町長お答えできますか。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

企業的感觉というお話でございますけれども、当然町行政は常にそうした感覚でやっておるわけでございます。しっかりと削減できるものは削減したりですとか、入ってくる収入に対して支出を抑えるとか、そうしたことをしっかりやってきておるわけでございます。その中で、先ほども申し上げましたけれども、子供さんの数が少ないということ、これがもう一番の原因になっておるわけでございまして、そのところをしっかりと町としてはこれから一番手厚くやっていかななくてはいけないという問題になるわけです。お父さんの子育てに対する時間が少ないですとか、そういうお話が往々にして出てくるわけでございますけれども、そうしたところも今企業でもしっかりとお父さんが出産時にお休みをされるとか、そういうことをやっておりますけれども、町といたしましてもそうしたところもしっかりとやらせていただくことで、今のところそうした例は出てきておりませんけれども、そんなところもしっかりとやらせていただきたいと思っております。

それから、先ほどのふれ愛ベースの話ですけれども、お年寄りが飛び込みでというお話をいただきました。なかなかお年寄りは足がないという方が多いわけでございまして、飛び込みでそこに来るという状況ではないかなという思いがいたしております。ですので、町としていろいろな事業を展開する中で送迎をしているという状況であるわけです。このところも町として大変手厚くやっているのではないかなと思っております。やはりそのところがございませんと、お年寄りは出てこれないという方たちが多いわけでございますので。

それとあと、ふれ愛ベースにつきまして、私も月に何回か利用させていただいておりますけれども、土曜日、意外と子供さんたちは来て遊んでいます。ひょいと子供さんたちが来て遊んでいるという姿は結構見させていただいております。日曜開庁につきましては、まだこれからの課題かなと思っておりますけれども、そのような中で、また行政も昔と違いまして、企業的感觉でなければやっていけないという状況になっておりますので、そのところで切るものは切る、必要なものにはお金をかける、そうしたような手

法で今後もやってまいるつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 村田議員の企業的感覚と答弁が乖離しているような気がしますので、後でよくやっ
てください。それと、各行政区の状況を把握するというようなことも後で町長にじかに聞いてみてくださ
い。よろしくお願いいたします。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、時間的余裕があまりないのですけれども、教育長に質問します。

教員の超過勤務と部活動の地域移管について。文部科学省では教員の超過勤務の是正を進めていますが、
このことで教員にゆとりができ、教育の本質である子供たちに目を向けることができるようになるはずで
す。また、教員の勤務実態の特異性を考慮し、厚生労働省の進める働き方改革のように学校現場も改変し
ていかなければなりません。そこで、子供を大切にすることを推進するという観点から、次の点について
伺います。

- 1、教員の残業実態の把握と講じている解消策について。
- 2、働き方改革を意識した学校体制の見直しについて。
- 3、休日の部活動が地域へ移管されることの対応策についてお願いします。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、教員の残業実態の把握と講じている解消策についてでございますが、埼玉県では令和元年9月
に「学校における働き方改革基本方針」を策定し、働き方改革を推進して学校教育の質の維持向上を図っ
ております。この基本計画は本年4月に改正されており、今後3年間の方針として、時間外在校等時間を
月45時間以内、年間360時間以内の教員の割合を令和6年度末までに100%、これを目標に掲げ、新たに「日
本一働きやすい、埼玉の先生になりたいと言われる埼玉県を目指して」を埼玉県の目指す教職員の働き方
として打ち出し、取り組んでいるところでございます。教育委員会といたしましては、令和3年6月に「長
瀬町働き方改革基本方針」を定め、県から出される資料等を参考にしながら各学校に指導してまいりまし
た。特に毎月行われる校長会議、教頭会議でも周知徹底を図っております。

勤務実態の把握でございますが、教育委員会では各学校に対し、年3回勤務状況の報告を求めており、
勤務時間を除く在校等時間が80時間を超える割合は、令和3年6月には小学校2校では12.9%、中学校で
は60%、令和3年11月の調査では、小学校は6.7%、中学校では15%、令和4年3月においては、小学校
は3.3%、中学校はゼロ%となっております。各学校においては、勤務状況の把握を基に計画、実行、工
夫、改善に取り組んでおります。具体的な解消策としましては、行事の精選、短縮実施などによる総業務
量の見直し、部活動指導の時間、指導体制の見直し、校務支援システム導入による負担軽減、夏期休暇、
マイリフレッシュ休暇の完全取得など、健康を意識した働き方などを実施しております。今後も課題の解
決に向け、引き続き創意工夫をして取り組んでまいりたいと考えております。

次に、働き方改革を意識した学校体制の見直しについてでございますが、文部科学省は本年2月に改訂
版全国の学校における働き方改革事例集を公表しました。その改訂版にはGIGAスクール構想の進展に
伴い重要性が増しているICTを活用した校務効率化や働き方改革に大きく資する教員業務支援員の有効
活用に焦点を当てております。先ほどの答弁と重なる部分もございますが、本町でも本年4月より校務支
援システムを導入しております。まだ試行錯誤の段階ではありますが、成績処理や指導要録等の事務処理
に係る負担軽減が見込まれております。教員業務支援員については、第一小学校に配置しております。印

刷物や掲示物、校内環境の整備など、教員の業務支援を行っております。また、8月のお盆の時期に日直を置かない学校閉庁日を本年も実施いたします。これらの実施により学校における働き方改革を進め、教職員の働きやすい環境をつくることで、身心の充実を図るとともに、授業準備などの時間確保につなげてまいります。それにより子供たちへの指導に専念できる時間を創出し、学校教育の質を県、町、学校が一体となって推進し高めてまいります。

次に、休日の部活動が地域へ移管されることの対応策についてでございますが、スポーツ庁は運動部活動の地域移行に関する検討会議を行っております。6月6日には有識者会議が休日の部活動指導を来年度から3年かけ民間団体などに移行するなどとする提言をスポーツ庁長官に提出したところでございます。部活動の地域移行の背景としては、少子化に伴う生徒数減少により、学校単位では部員が不足するためチーム編制ができず、活動が難しい状況となりつつあること、また指導する教員の負担軽減、働き方改革がでございます。地域移行に関しては、部活を受け入れる運営主体や指導者等の確保、平日の部活動、顧問との連携、移行後の大会の在り方、会費や保険などの新たな費用負担など、様々な課題が考えられております。いずれにいたしましても、今のところは現在埼玉県内で先行して取り組んでおります白岡市などの事例で明らかとなる成果や課題を基に、国や県の動向を踏まえ、埼玉県北部教育事務所などと連携を図りながら適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、あまり時間が無いので、簡単なところだけ行きたいと思いますが、まず教育長、以前もこんなふうな質問したことあるのですが、第一小学校では大分遅くまでちょうちんがついているという現状をご承知でしょうか。一向に改善されない。これ特定の人なのか、それとも多くの人がそうなのか。やはり教職員は当然心にゆとりがあれば生徒と接する、真剣に親身に接することができる、そのためにスポーツ庁でこんなふうなことを言い出した。スポーツ庁の長官はオリンピックの金メダリストですから、こういう田舎のことまで分かっていないだろうというところがあります。余分なことを話している時間はないのですが、では先ほど事務的業務アシスタント制度やスクール・サポート・スタッフの導入は始めたということですね。ただ、先ほど聞いていると、第二小学校にはとかそういうところがあるから、これは予算面があるからだけれども、ぜひもう少し進めるように予算確保等していただきたいと思います。

あと飛びますが、部活動の地域への移行、これは埼玉県の云々とか言われましたけれども、それよりもともかく長瀨町としてスポーツ協会ですか、加盟団体も少なくなっているし、人員も非常に少なくなっている。特に若い人のスポーツ離れ等があると。部活動はスポーツだけではなく。文化芸術もあります。土曜日、日曜日等に地域に移管された場合には町だけでやっていけるのかどうか。今も合同部活動なんていう大会に出ていますよね。実際問題、秩父第一中学校が野球チーム組めないで、3校で今度の試合に出るとい現状ですから、そういうので広く考えてやっていくのかと。それにしても、長瀨町でもその基盤整備は早急にやらなければいけないだろうと。なぜか、それは分かると思いますが、指導者の資質向上とか、資格をどうするのかとか、資格なくてもいいのかとか、予算面はどうするのかと。もう一個だけ。日曜日に教師が、俺は部活が生きがいなんだということで出てきた場合、地域社会の見る目は、あの先生は熱心な先生だ、あの先生は不熱心な先生だという、目はそうなるのです、現在。それを払拭するのは教育委員会の仕事だと思います。やはりこういうことで改革されたので、こういうふうなこと。だから、日

曜日は中学校の先生は出てきてはいけないのか、いやそれを出てきてもいいようにするのか。そうすると、労働時間はどうするのだとか、そういう基盤整備をもうやっていかないと間に合わないのではないかなと。特にその基盤整備だけではなくて、保護者とか長瀬町というところに広げていかないといけないのではないかなと。特に今言われているのが教職員のワーク・ライフ・バランスというふうなことで、それを確立することによって、社会人としての姿になるということですので、時間もありませんので、以上の点について質問します。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 村田議員の再質問についてお答えいたします。

第一小学校の現実につきましては、私も当然存じ上げております。何度となく学校のほうにも、どういふふうな状況なのか説明を求めています。その中で、先ほどの答弁にもありましたとおり、時間的には減っております。その中でどのような方が残っていらっしゃるのか伺ったところ、現在は管理職が中心であるとの回答でございました。そこで、6月の校長会議の折に、校長からは、三役でどんなふうにしたら仕事が分担できるのか、そのような会議を持たせていただき、今後減らしていきたいという明確なお答えをいただいております。ただ、生徒指導が起きた場合には、議員ご存じのとおり時間を割いてでも学校では緊急な対応をいたしますので、そのことについてはご理解いただきたいと存じます。

続いて、地域移行についてでございますが、議員おっしゃるとおり、町だけではやはり指導者を賄うのはかなり厳しい状況、かなりというより厳しい状況でございます。国では議員おっしゃるとおり、指導者を確保できない場合には、引き続き指導を希望する教員を認める方向で検討されておりますが、今おっしゃられたとおり、その人員1人について、ほかの教職員まで影響も及ぼす場合も考えておりますので、今後基盤整備を早急に考えていきたいと存じます。現在まだ課題等として持ち上がっている件につきましても、国の検討状況を見守りながら対応したいと考えておりますので、今ここでの明確なご答弁はできないのですが、一応そういう体制で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時35分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（板谷定美君） 次に、4番、野原隆男君。

○4番（野原隆男君） 質問します。

町公式マスコットキャラクターの作成について、町長にお伺いいたします。

埼玉県をはじめ、県内の市町村の多くは、公式マスコットキャラクターをつくり、ゆる玉応援団に所属されて活躍していますが、残念ながら当町には公式マスコットキャラクターがいません。過去に2度、作

成経費が予算計上され、いずれも作成に至らなかった経緯もありますが、町のイメージを広くアピールするには町の公式マスコットキャラクターが必要だと思えます。今後町の公式マスコットキャラクターを作成する考えがあるのか、お伺いいたします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 野原議員のご質問にお答えいたします。

町公式マスコットキャラクターにつきましては、令和2年度に予算化をいたしました。新型コロナウイルス感染症が拡大している状況の中、寄附金やキャラクターデザインを募ることは町として適切ではないと判断をし、事業の執行を中止させていただきました。これは議員もご承知のとおり、クラウドファンディングということで、予算を計上させていただいたわけですが、今の状況ではちょっと無理ではないかということで、現在中止になっております。しかしながら、町にマスコットキャラクターがないということにより、各種事業に参加ができなかったり、キャンペーンの効果が上がらなかったりすることなど、町としてPRの機会を失っております。新型コロナウイルス感染症が落ち着くまでは実施が難しいと考えておりますが、社会情勢や町内の機運を見極めさせていただきながら、作成可能だと判断した際には改めてお諮りをしたいと考えております。

○議長（板谷定美君） 4番、野原隆男君。

○4番（野原隆男君） それでは、大澤町長の答弁に対しまして、確認の意味も含めて再質問をいたします。

秩父地域の市町村の公式キャラクターは、秩父市には秩父市イメージキャラクターのポテくまくんが、小鹿野町には小鹿野町公式ご当地キャラクターのおがニャッピーが、横瀬町には横瀬町イメージキャラクターのブコーさんが、皆野町には皆野町イメージキャラクターのみ～なが、東秩父には東秩父村イメージキャラクターわしのちゃんが生み出されて登録されています。全てのマスコットキャラクターが公式キャラクターとして様々な場面で活躍しています。着ぐるみ、各種パンフレット、SNSやインターネット、またグッズなどが作成され、販売もされています。

そこで、1つ目の質問です。埼玉県にはコバトンや、各市町村には様々な公式マスコットキャラクターが存在しています。マスコットキャラクターを調べた人によると、公式マスコットキャラクターが存在しない市町村は長瀨町と寄居町だけのようです。しかし、私自身も寄居町役場に訪問して聞き取り調査をしたところ、寄居町非公式キャラクターとして、北条あしがるくんが存在していました。寄居町の資料やパンフレット等には使用しているとのことですが、北条あしがるくんシールを頂いてきました。しかし、残念ながら、寄居町の知人に聞いても、北条あしがるくんの認知度はまだまだのように感じました。しかし、このことから推察すると、埼玉県内の市町村で実質的に公式的なマスコットキャラクターを保有していないのは我が長瀨町だけだという不名誉な記録を更新しているようです。不名誉と捉えているのは私だけかもしれません。埼玉県内唯一公式マスコットキャラクターが存在しないことが多様性のすばらしさであり、今さら公式マスコットキャラクターは要らないという意見があるのもまた事実です。このような現状や現実を町としてどのように捉えているのか伺います。また、町民から公式マスコットキャラクターに関する意見や要望等あれば併せてお伺いいたします。

2つ目の質問ですが、寄居町運動公園で、令和4年6月1日に第15回埼玉県北部グラウンド・ゴルフ大会が同大会実行委員会の主催で開催された同大会PRチラシには、長瀨町として、とろ君が印刷されています。参加者も長瀨町のマスコットキャラクターはとろ君であると多くの方が認識したことが推測されます。また、皆野町勤労福祉センター、ふれあいプール・ホットでは、市町の公式キャラクターをプリント

した限定トートバッグを作成して、半年券か年間券を購入した方にはプレゼントしています。プレゼントの限定トートバッグは、市町公式キャラクターをプリントしていることから、皆野町のみ～なが、小鹿野町のおがニャッピーが、横瀬町のブコーさんが、秩父市のポテくまくんが愛くるしく印刷されています。もちろん長瀬町の名前の公式キャラクターの印刷はありません。関係者によると、ふれあいプール・ホットの業者には、なぜ長瀬町がないのか、質問が特に長瀬町町民の利用者からあるようです。トートバッグの作成時に長瀬町には確認したところ、長瀬町の公式マスコットキャラクターが存在しないとの返事が返り、長瀬町以外で市町公式キャラクターで作らざるを得なかったとのことでした。長瀬町で公式マスコットキャラクターが誕生したら、再度限定トートバッグを作りたいとの話もありました。私自身もふれあいプール・ホット作成のトートバッグを見て、視覚的にも長瀬町の公式マスコットキャラクターの必要性を強く再認識しました。ぜひ現物を見ていただければ幸いです。町名変更50周年と町村合併80周年の記念事業の一環としても、長瀬町の公式マスコットキャラクター誕生の意義と必要性があると私は考えますが、町として記念事業の一環として捉える考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 野原議員の再質問にお答えをさせていただきます。

長瀬町にマスコットキャラクターがないという現状をどう捉えているかというお話をいただきました。例えば埼玉県誕生150周年記念、昨年150周年であったわけでございますけれども、その事業の一環として、県ではマスコットであるコバトンと、さいたまっちと、県内市町村のマスコットキャラクターとのコラボレーションデザインを制作したいとの依頼について、当町にはマスコットキャラクターがないため、依頼をお断りしたということがございました。県内63市町村あるわけでございますけれども、長瀬町だけなかったということで、仕方がございませんので、はつらつ長瀬を入れさせていただいたわけでございます。それから、また秩父警察署で春と秋に行っていただいております交通安全運動キャンペーンには必ずキャラクターがついて回るわけでございますけれども、これも長瀬町だけがないということで大変寂しい思いをいたしております。現状マスコットキャラクターを作成していないということは、町としてもPRの機会を失っていることにつながりまして、得策ではないと考えております。

先ほど野原議員のほうから、いろいろなキャラクターのお話をいただきましたけれども、大野原おさむ君というキャラクターにつきましては、私は初めて知ったわけでございます。ちょっと勉強不足だったなと反省をいたしております。その中で、商工会のとろ君につきましては、町公認と思っていらっしゃる方も多いようでございます。しかしながら、これらは各団体等で活用しているキャラクターでございますので、現在町としてはこれらのキャラクターを購入するということは考えておりません。その中で、まず言えますことは、観光地である長瀬町にはマスコットキャラクターが必要であるということでございます。これだけテレビや新聞、雑誌等で取り上げられている観光地でございますのに、マスコットキャラクターがないというのはおかしいわけございまして、今さらですが、ブームが始まった時点で作るべきだったなと反省をしておるところでございます。その当時は事情があつてのことございまして、今日まで来てしまったわけでございますけれども、その間いろいろございました。その中で、昨年度、一昨年ですか、クラウドファンディングでということで予算を組ませていただきましたけれども、このような状況になってしまい、今のところ中止をしているわけでございます。これからコロナが収まり、そのような機運が高まってまいりますれば、町公認ということでキャラクター作成を皆様方にお示しし、ご提案し、ご議決いただければありがたいなと思っておるところでございます。ということで、今現在は新型コロナウイルス感

染症が落ち着くまでは実施が難しいと考えており、今後前向きに作成を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 4番、野原隆男君。

○4番（野原隆男君） 再々質問はいたしません。大澤町長の本気度と熱意を期待して、私の質問は終わります。

○議長（板谷定美君） 次に、8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 質問いたします。

1番、桜の木の枯れ枝の除去について、町長にお伺いいたします。

南北桜通り、宝登山並木参道、樋口駅付近、小学校や岩田の総合グラウンド等に植えられている樹齢の高い桜の木に枯れ枝が目立つようになりました。これらの枯れ枝が落ちることで、通行する人や車両などに損害を与えるおそれがあることから、こうした木々への対処が必要だと思っております。このことについて町の考えをお伺いいたします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員の桜の木の枯れ枝の除去についてのご質問にお答えをさせていただきます。

昨年の12月定例会の一般質問で、野原議員から桜の維持管理についてのご質問をいただいた際に答弁をいたしましたとおり、現在町が委託管理しております桜並木は、南、北桜通り、宝登山並木参道、蓬莱島へ至る町道井戸25号線の3路線でございます。南桜通りにつきましては、古い桜は植樹から90年以上が経過しており、枯死する老木が散見されておりますが、平成27年度から着手しております幹線1号線の歩道整備工事に合わせて、地元住民の意向を伺いながら可能な範囲で桜の植え替えを行っております。現在未整備の区間につきましても適宜危険と判断される桜につきましては、枯れ枝の除去等を実施していきたいと考えております。また、北桜通りにつきましても植栽から60年が経過しており、病気の蔓延に加え、上下水道工事や平板による歩道整備等の影響により樹勢の衰えが著しく、幹の空洞化や枯れ枝が目立ち、大変危険な状態となっております。そのため、令和元年度に担当職員が桜の現況調査を実施し、老木化に伴う危険度を3段階に分類した図面を作成いたしました。この図面を基に昨年度から河川財団の基金事業を活用いたしまして、危険度の高い枯れ枝の除去と植え替えを順次行っております。植え替え品種につきましては、南、北桜通り、共にソメイヨシノと比較して丈夫で病気に強く、枝張りが小ぶりで街路樹としての適正もあるジンダイアケボノを選定し、植栽を行っております。町道井戸25号線につきましては、通行する車両や歩行者の方から、枯れ枝が落ちてきたとの通報が役場や観光協会に寄せられる件数が増えてまいりましたので、昨年の6月に蓬莱島付近の道路沿いにある桜の枯れ枝の除去作業を造園業者に委託し実施しております。また、宝登山並木参道につきましても令和4年度の当初予算に危険木処理手数料42万7,000円を計上しており、秋の観光シーズンが終わるのを待って処理事業に着手したいと考えております。

次に、小学校や総合グラウンド等の施設に植えられている樹齢の高い桜の木についてですが、施設の維持管理の中で定期的な点検を実施しております。点検の結果、早急に措置が必要な危険木等につきまして

は即時対応しております。また、小学校につきましては、学校応援団の方のご協力により、枯れ枝の除去を含めた樹木の剪定を実施していただいております。

最後に、樋口駅付近を含む町内全域の桜の維持管理についてですが、所有者の管理責任の観点から、所有者がおられる桜につきましては所有者に管理していただき、官地に植えられている桜につきましても、所有者が判明している場合は所有者と協議して適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 昨年12月に野原議員が質問した後の会議録を見させていただき、また改めて地元の要望があったりしたこと、あえてこの質問も出ささせていただいたところなのです。そして、桜の枯れ木というものを改めて意識して回ってみますと、非常にそっくり枯れたまんま立っているものも随分見かけます。これは特に上長瀬1号線のさらに上というのですか。いわゆる鉄橋付近から上長瀬駅から整備されたところに来るまでの旧道ですね、この間は特にひどい状況になっています。全く管理届いていないとか、立ち枯れのまんまのようなものもあります。そのほかのところにもありました。それから、南桜通りは大分整備が進んできまして、あと数百メートル残すところになっていますけれども、やはり意識して見ますと、枯れ枝の落ちそうなものも随分見かけます。

それから北桜通りに行きますと、今河川財団の話が出ましたけれども、枯れたものを、または本当に弱ったものを五、六本ですか、伐採した跡が残っております。これは五、六本だけでなく、まだまだ除去する必要があるものと非常に感じております。ですから、予算の都合でこの五、六本の除去で終わってしまうのか、そうでないのか。

それから、あとジンダイアケボノという品種のものを植えたということで、今それも成長しているところでもありますけれども、桜と桜の間に植えたものが成長しかかってきましたので、ここ一、二年の間に次の代の桜を育てるというところで、あの周辺のものも少し残っていても次のを育てるというところで育ってきた木は育てるような方策に切り替えてほしいなという見方をしました。それと同時にすぐすらっと伸びてしまって、もうすぐ電線に届くのではないかなというようなものも元美術館があった近辺、あの周辺には出ております。そういうふうなことで、桜の木の手入れは非常に新旧交代のものも必要であるし、それから、結局除去するものも必要であるということもあります。

それから、今朝方宝登山の参道を歩いたのですけれども、そのときちょっと見上げましたら、枯れ枝が手の届くような位置に引っかかっているのが見えました。これこの真下に通行人に当たったら大変だったろうと思いつつ手を伸ばし、ちょうど棒を持っていたので、それでやったら少し引き寄せられて、なおかつジャンプしたら取れたので、そここのところは取り除けたのですけれども、結局そういうふうな形で、結構歩いていますと枯れ枝が落ちております。そういうふうなこともありますので、いろんな面で散歩者も気をつけなくてはならないけれども、散歩者が除去してくれたり、何か通報してくれたりしたらいいなと思うところから、今計画は立てて、少しずつ加わっていました。やっていくと。それから、この秋には宝登山の参道については42万7,000円ですか、これ計上してあるので、やっていきたいというところでもありますけれども、高い枝が枯れているものは非常にあって、これには通行止めをしたりとか、または交通指導員を置いたりしながらやらなくてはならないものもあるだろうし、すらすらすらと伸びるエレベーター的なものというのですか、台の伸びるものは必要なのだと思うのです。そういうふうな形で、結局バスケ的なものばかりではなくて、しっかりと伸びるものを持っている業者もいるので、そういうものを業

者からまた借りてきてやってくれる業者もいました。この場合はたまたま、これは梅の木の手入れであったのですけれども、すごくいい機械を借りてきて、そして手入れをしている長瀬町内の造園業者もいました。そういうふうな面で、人それぞれに使い分けたり、またお願いしたりしながらしっかりとした手入れをしていただきたいというふうなことを思います。

私がこれ直接出すきっかけは樋口駅で非常に高いところに桜並木が旧道にありますね。あそこの中でありました。あれが落ちてきたらたまらないねというふうなところでも近くの人から言われたものですから、見上げて、これはやっぱり質問して、しっかりと対応してもらわなくてはならないというふうなところで、順次確かに計画立てていただいて、昨年12月の回答も読んでいますと、幾らか前向きですけれども、要は危険は常にありますので、計画を立てたからこれにのっとってやればいいのだけではなくて、順次月に1回か2回、それを意識した状態で巡回しながら手入れをしていっていただきたいなというの、これ建設課長にお願いしたいところなのです。そういうふうな面で、いろんな面で危険あるものが多いのです。ですから、そういうことで、改めて見るとそういうふうな場所が多いので、点検を月に1度ぐらいはやるのか。それから、いろんな面で職員がいろんな形で町内に出回ると思うのです。そういうふうなことで機械や何かについても危険の察知、危険な地域のところを見てくるとかいうふうなことをしながら、職員がいい町をつくらうというふうなところで意見を出し合う場というふうなことも考えていけて、お互いに研さんしながら、いいまちづくりをしていってほしいなど。担当部署でないからいいというだけではなくて、いろんな面で気づいたら言い合って、教え合って、そしてまちづくりをよりよくしていってほしいなどというのを感じるころなのです。そういう意味から1回計画をつくったからいい、1回やったからいいではなくて、ぜひそういうふうな計画をつくり、みんなで意見を、そういう意識を持って回っていただきたいというふうな思いを私は持っているのですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員の再質問にお答えさせていただきます。

この桜の枯れ枝につきましては、産業観光課、それから建設課大変気にしておるところでございまして、一月に1度どころではなくて、通るたびに結構気にしながら通っていただいております。その中で当然措置しなければならないというような状況になりますと、随時私のほうに話をいただいております。河川財団の話がございましたけれども、実は4年前でしたか、職員とともに河川財団に何か補助金がないかということで伺わせていただきました。前回蓬萊島のツツジもそうだったのですが、その後、桜の枯れ枝の撤去ですとか、木を伐採するとか、そういうあれで行きましたらば、町長が来たのでは2,000万つけるって言われまして、実は2,000万つけていただく予定だったのです。そうしましたらば、コロナになってしまって、国のほうもそちらのほうにお金を回さなくてはならないことになってしまったので、非常に下がってしまったという経緯がございまして。今回も100万ですよね。それでも河川財団でも申し訳ないという気持ちがあるものですから、昨年も今年も100万ずつ頂いております。新井議員が見られたという、五、六本切ったというの、その河川財団から頂いたお金で危ないものは切らせていただいて、これから秋になってからかな、伐根をするということになっております。それをまた財団のほうから頂いて、植え替えをするという予定になっております。

それから、樋口駅の旧道のところ、これにつきましては非常に町としても心配をしておりますけれども、地域住民からも時々お話をいただいております。誰が植えたのだらうねということの中で、町は植えたということはないそうです。そういう記録は残っていないという中で、では誰が管理をするのだらうという

話で時々そういう話になるのですが、それでも危ないよという声をいただいたときには町のほうで行って、それを撤去したりはしております。

あと、上長瀬の鉄橋のほうに行くあの道、これがちょっと抜けていたかなという思いがしているのですが、そここのところもしっかり見回ってもらいながら、建設課と産業観光課で連携を密にしてよく見ていただいておりますので、またそここのところも気になるような枝があるようでしたらば、これからやっ
ていかなければならないかなと思っております。いずれにいたしましても、先ほどお話しいたしました予算を取ってありますので、シーズンが終わりましたらば、早速にそちらはやらせていただきたいと思
っております。

蓬莱島のところに関しましては、業者さんにしっかりやっていただいたという経緯がございます。それ
でも、ともかく古いですから、次から次へとやったからよいということではなくて、次から次へと枯れ枝
は出てくるわけでございますので、しっかりと職員にも見回るように伝えていきたいと思
っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） やや前向きな回答いただきましてありがとうございます。ぜひいろいろと実現して
ほしいと思うのですが、ここで今年の予算書の中から、ちょっと疑問に思った金額、桜管理に関してお
聞きしたいと思うのですが、予算の概要につきましての12ページで、桜管理事業というのが132万
7,000円ということで、去年よりも50万ほど多く掲載されているのですが、予算書の中で桜管理事業の中
では90万しか載っていないのです。それなので、いろんな面でどこかへ合わせて行ってしまったのか、ど
っかへ合わせたのかということで、このお金の使い道がちょっと。余分に使っていることではないと思う
のですが、その行方が分からないので、教えていただきたいと思うところです。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、新井議員の再質問にお答えいたします。

桜の管理事業が予算が増えているというご質問でございますが、先ほど町長が申し上げました宝登山並
木参道の手数料が42万7,000円ですか、それが増えております。それから、毎年観光協会のほうへ桜の管
理業務を委託しておりますが、その金額が令和3年度は75万だったのを15万円増やしておりますので、そ
れを足しますと、大体ここの増えた金額となると思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 1番の桜の管理除去につきましては、いろいろとご回答いただきましたことありが
とうございました。ぜひいい意味での発展をお願いしたいと思います。

2番、過疎債の活用について、企画財政課長にお伺いいたします。

令和4年度から長瀬町も過疎地域に指定されました。これにより行政課題解消のために過疎債を発行で
きるようになりますが、発行するに当たり必要な要件と制約、限度額等について伺います。また、過疎債
をどのような事業に充てる予定なのか、併せてお伺いいたします。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

過疎対策事業債は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条に規定する過疎地域の市町
村が過疎法第8条第1項の規定により策定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づき行う事業の財源と

して発行が認められる地方債であり、過疎地域に対する支援措置の一つであります。まず、過疎地域の要件についてご説明いたします。過疎地域の要件は人口要件を満たし、かつ財政要件を満たす場合となります。具体的には令和2年国勢調査結果を反映した追加公示では、人口要件が昭和55年から令和2年までの人口減少率が30%以上減少している。もしくは、令和2年の高齢者比率が38%以上、または若年者比率が11%以下で、昭和55年から令和2年までの人口減少率が25%以上減少している。もしくは、平成7年から令和2年までの人口減少率が23%以上減少している。この3つの数値のいずれかを満たし、財政要件として、平成30年から令和2年度までの財政力指数が0.51以下となる場合となります。長瀬町は令和2年国勢調査の結果、平成7年から令和2年までの人口減少率が23%と先ほどご説明させていただいた3つの人口要件のうち、3つ目の要件を満たすことになりましたので、令和4年4月1日から過疎地域に指定されました。

次に、過疎地域持続的発展市町村計画についてご説明いたします。過疎地域持続的発展市町村計画は、都道府県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て定めるものでございます。この計画では地域の持続的発展の基本方針に関する事項、地域の持続的発展に関する目標、計画期間、移住・定住・地域間交流の促進、人材の育成、産業振興、観光開発、生活環境の整備など、地域の持続的発展のための実施すべき施策に関する事項、市町村計画の達成状況の評価に関する事項、その他地域の持続的発展に関し、市町村が必要と認める事項を定めるものでございます。長瀬町は、現在過疎地域持続的発展市町村計画を策定していないため、早急に計画策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の発行するに当たり、必要な要件と制約、限度額等についてでございますが、全ての地方債の発行に必要な要件である予算の議決や総務大臣等の協議に加え、過疎対策事業債の対象事業であり、かつ過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業である必要があります。対象となる事業のうち、ハード事業は産業振興施設、交通通信施設、更生施設、教育・文化施設などの整備が対象となります。ソフト事業につきましては、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化、その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業が対象となります。限度額等につきましては、過疎対策事業債は、ハード分は限度額はありますが、ソフト分は長瀬町の場合、3,500万円が限度額となります。

次に、過疎債をどのような事業に充てる予定なのかとのご質問ですが、まずは過疎地域持続的発展市町村計画を策定する必要がありますが、道路整備事業や公共施設長寿命化事業などのハード事業、過疎対策事業債のみで発行が認められているソフト事業に充てていきたいと考えております。

なお、過疎対策事業債は、充当率100%、交付税算入率70%と大変有利な起債ですが、安易に地方債の発行に頼ることなく、引き続き新規の町債発行額は原則公債費の元金償還額を下回らせることとし、財政規律の確保に努めてまいります。

以上になります。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） いろいろと細かくご回答ありがとうございました。

まだ、これからいろいろと検討していかなくてはいけないということがいっぱいあるのですけれども、私とすると、先ほども村田議員の質問のやり取りでありましたけれども、人口減少等につきまして、特に、出産、育児、子育てといいますが、そういうふうな面に、ハード面での活用なのか、ソフト面での活用で何か行けるか、そういうことも含めて活用していけたら幾らかでも過疎化が遅らせることができるかなと

いう状況を考えたのです。ぜひいろんな面でこれから、まだ計画は立てていないということでもありますので、立てる際には、その部分につきまして、長瀬町に何が必要か、どうしたらいいかというふうなことをしっかりと検討していただきたいと。そういうふうな面で無理、無駄なものはしなくてもいいのですけれども、交通手段につきましてもありそうでない。例えば小学校の統合がなされようとしていますけれども、通学バスについて、またその通学バスは朝夕だけではなくて、せっかくならバスを町内に循環して、少し交通機関の代用にできるかできないか、またどうしたら有効に使ってもらえるだろうということまで含めて過疎債等の活用ができればいいのか。そういうふうなことも含めて、いわゆる小さい者から高齢者まで、いろんな形で生活しやすい環境をつくり、場をつくって、町をつくっていただきたい。そういう上に活用して、みんなが、過疎債が有効に使ってもらってよかったなと言えるようなものをぜひ考えていただきたいと思うところがあります。子育てや何かにつきまして何か考えられること、今限度といいますか、要件聞いたりしている中ではあまりなかったのですけれども、教育とか、子育て等についてどんなものが考えられるか、分かりましたら、お答えいただきたいのですが。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 新井議員の再質問にお答えします。

子育て等の事業に関するものと、例えばハード事業でいきますと、公立の小学校や中学校の施設整備にも使えます。また、保育所及び児童館等にも過疎債対策事業債は充当することが可能でございます。ソフト事業につきましては、すみません、今の段階ですとまだ精査が足りないので、また調べさせていただきたいと考えております。

以上になります。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） まだまだ認定されたばかりで、これからという状況なようであります。ぜひ、しっかりとしたいいまちづくりのために考え抜いていただきたいというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（板谷定美君） 次に、7番、大島瑠美子君の質問を許します。

7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） それでは、質問いたします。

まず、最初に教育長に。

1、小学校統合の進捗状況について、学校の在り方検討委員会の答申を受けて、令和4年2月に長瀬町立小中学校の適正規模・適正配置基本方針及び基本計画が示されました。その中の統合に向けたスケジュールでは、令和4年度の当初に住民説明会と学校説明会を行うようになっていました。そこで、これら説明会で出された意見を伺います。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 大島議員の質問にお答えいたします。

4月に各小学校のPTA総会などで保護者向けの説明を、5月に町内5つの会場において住民向けの説明を行い、延べで約180名の皆様にご参加をいただきました。これらの説明会では、やはり通学方法や学

用品の取扱いなどについて多くの質問が寄せられました。通学方法については、第二小学校区の児童の通学時間が以前と比較して極端に長くならないようスクールバスを複数路線走らせる、学用品については体操服などの買換えで保護者の負担が出ないように考慮してまいりたいとの回答をいたしました。これらの統合を円滑に行う事項については、今後発足する、仮称ではございますが、学校統合準備委員会において協議を重ねてまいりたいと考えております。

また、第二小学校区域の保護者の方々からは、第二小学校は小規模校ではありますが、学年間や地域とのつながりも大変よく、非常によい雰囲気であるので、ぜひそのよさを失わないようにしてほしいとのご意見がございました。町といたしましても全く同感でございまして、今後は学校と連携を図り、来年度には児童の交流事業などを実施しながら、それぞれの学校のよさを融合し、よりよい学校となるよう取り組み、児童や保護者が不安なく小学校統合を迎えられるよう努めてまいりたいとの回答をいたしました。そのほか、統合を決めるのが遅かった、また反対に、統合するには準備期間が短いのではないかとといった統合の時期に関するご意見もございました。以上が説明会で出された主なご意見と、それに対する回答でございます。また、5月に実施しましたパブリックコメントには残念ながらご意見はございませんでした。

なお、説明会でいただきましたご意見を参考に、長瀬町立小中学校適正規模・適正配置基本方針及び基本計画を正式に決定したところでございます。今後はこの基本方針及び基本計画に基づき、令和6年4月の小学校統合に向けて、埼玉県北部教育事務所などと連携を図りながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 今の説明いただきまして、ありがとうございます。

まだまだこれからの国だとか何かで言えば発展途上の計画というのもあるかと思えます。長瀬町では、4月と5月にいろいろ教育委員会が一生懸命やっていたということ、私たち議員も出かけてお聞きしましたけれども、まだこれからつくるのだなという話でしておりますけれども、町内の子供たちの通学の距離というのが、全体を見ていただくということを考えますと、二小のほうは矢那瀬のほうから第二小学校まで来るからスクールバスでもいいということで、それからあと上長瀬のほうから来るのには今までどおりというようなこともあると思うのですけれども、平等ということも考えますと、時間的には矢那瀬だとか二小のほうからの人についてはなかなか時間を短縮するわけにいきませんので、気をつけてではないけれども、そこのところをよくお考え願いたいと思います。

それから、スクールバスだとか何とかというのにつきましても幾時までに集まってもらって、それからスクールバスが来ますというのではなくて、そこのところをもう少し細かく、シルバーの送迎を頼むとか商工会のお助け隊を頼むとかということで、子供たちが早く家に帰れるとかというようなことも念頭に置いてやっていただくほうがいいのですけれども、小学校統合の進捗状況ということですので、どのくらいまで進んでいるのか、どのくらいのことをやっているのかということをお聞きしましたので、そこのところについてスクールバスという一本ではなくて、違うほうのことも考えているのか、それをお聞きしたいと思えます。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

細かく配慮してまいりたいと思えますが、先ほど申し上げました（仮称）学校統合準備委員会におきま

して、これから決まっていくことをございますので、今のご意見等をご参考にさせていただきながら、こちらの検討委員会で進めてまいりたいと存じます。どうぞご理解いただければと存じます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） それでは、これにそんなに関係ないのですけれども、準備委員会を期待していません。それで活発なご意見で、どんなに優秀な委員さんになっていただいても、発言しない委員さんはいないと同じだから、石と同じです。なるべく発言するような人で、かつかんかんがくがくというようなことが出れば、そのうちから何かひょうたんから駒ということもありますので、人選については一応よく考えてください。

それから、教育長にお聞きするのですけれども、今まで教育委員会とか特に傍聴というのがなかなか行かなかったというよりも行けなかった、行ってはいけないという風評があったのです。私なんかは教育委員会にずっといましたけれども、今日は人事の委員会だからそういうのは入れないとか、それから職員までもう帰っていいからとか、お茶とか用意しておけば帰っていいからということもありましたので、これは教育長・校長会合同会議とかというのには、聞きに行くということはオーケーなのでしょうか、そのところをお聞きしたいと思います。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 大島議員の再々質問についてお答えさせていただきます。

人選につきましてはこれからとなりますので、今お話しいただいたことなども参考にさせていただきながら人選を考えてまいりたいと存じます。

なお、教育委員会の傍聴につきましては、傍聴は可能でございます。なお校長会につきましては、内輪の会議でございますので、傍聴は現在認めてはおりません。なお先ほどご質問の中にありました人事に関する等、その場合におきましては、大変申し訳ございませんが、人事に関する議案等の協議については一時退席をお願いし、その後、そのところの部分が終わった後にまた再入場していただくような形を取っておりますので、ご心配いただかなくても大丈夫だと思いますので、ぜひいらしていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 2番に進ませていただきます。第二小学校の複式学級について、教育長、お願いいたします。令和4年度から第二小学校の2学年と3学年が複式学級になりました。当町では初めてのことなので、学校側に戸惑いもあると思いますが、子供たちは滞りなく順応できているのでしょうか。また、教育委員会として特に気を配った点をお伺いします。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

第二小学校の複式学級についてでございますが、新学期が始まり2か月が経過いたしました。第二小学校の複式学級の子供たちは元気に通っております。第二小学校では、現在2年生が6人、3年生が9人と、複式学級の基準になる2つの学年の児童で編制する学級で16人以下となるため、複式学級が設置されております。本来であれば教職員定数に基づき1人の県費負担教職員が担任しますが、低学年の2年生と中学年の3年生と一緒に学習するには教科や学習内容が大きく異なるため、長瀬町では町費で複式学級学習指導員を雇用することで、複式学級の課題解決を図っております。具体的には担任と複式学級学習指導

員の2人で教科に応じて2年生、3年生をそれぞれ受け持っております。また、2年生はいつも学習指導員の先生、3年生は担任といった状況にならないよう、教科に応じてそれぞれの学年に対応するよう配慮をしています。このような取組により児童や教職員にも特に混乱は生じていないと感じております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 16人以下なので複式学級になりましたというお話ですよね。それで、町費で1人。それでというので、この間お聞きしたところによると、この方が群馬県から来ているというお話なのです。元の学校の先生が来ているというわけなのです。そうしますと、ベテランですから大丈夫だと思うのですが、何しろ2学年と3学年が初めての、三沢小学校みたいに、この間も行ってきましたけれども、慣れというのではないですけれども、始めたばかりというのは先生方の戸惑いも、それから違う1年生、それから4年生、5年生、6年生の先生方もあれと思うようなこともあるかと思えますけれども、何しろ子供たちが優先ですので、それからあとは町費で採用ができたということはすごくいいことだと思います。お金がないからということはいってられないので、これから未来に向かっていく子供たちのことですから、最大限のお金をいっぱい使って、そうしてやっていただきたいと思えます。

教育委員会で特に気を配った点ということをお聞きしましたのですけれども、そのところは大丈夫ということで、また総務教育常任委員会のほうでも第二小学校のほうにもお伺いして、ちょっとそのところも見たいなと思っております。教育委員会、学校を信用して、この件につきましてはこれで終わりにしたいと思えます。いろいろ子供たちのために頑張ってもらってほしいなって、そういうふうに思えます。

次に3、マスクの着用について、町長をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染者が減少するにつれて、マスク着用の有無について、政府が基本方針を示すなど、社会的に取り沙汰されるようになってきました。屋外で過ごす場合や屋内でも十分な距離を置いた場合など、場面ごとのマスクの着用について、町では今後どのように対応していくつもりなのか伺います。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

マスク着用につきましては、議員もご承知のとおり屋外では2メートル以上を目安として、身体的距離が確保できる場合や屋内においても同様に身体的距離を確保し、会話をほとんど行わない場合は、着用の必要はないという考え方が厚生労働省より示されました。また、身体的距離が確保できない場合でも、屋外で会話をほとんど行わない場合は着用の必要はないとされ、徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うような場合などが示されております。ただし、基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変わらないため、身体的距離が確保できずに会話をする場合や、距離が確保できるが屋内で会話を行う場合、高齢者等との面会や病院内など重症化リスクの高い人と接する場合はマスク着用が推奨されております。このマスク着用に関しては、着用が長期化する中で、表情が見えにくくなることによる影響や気温、湿度が高くなる季節になるため、熱中症のリスクが高くなることが懸念されます。こうしたことを踏まえて、厚生労働省からマスク着用についての考え方が示されましたので、町といたしましても国の考え方に基づき対応してまいりたいと考えております。今後は政府が作成したリーフレットなどを活用し、丁寧に周知や広報を行うとともに、各種事業を開催する中でも周知を図ってまいります。

以上です。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 今町長から説明していただきました。よくテレビでも先行で言っていたのでよく分かるのですけれども、町民の意識の問題がマスクをしていなくてはいけないのだよねとかということです。それから、若い者や何かのマスクをしていれば一番いいからということで、誰も文句も言われないからというので、マスク依存症というのが流行ってくるのではないかと、それを懸念しています。いつも言っているように、長瀬の山紫水明のすごく空気のいいところで、本当に山々を見るとブロッコリーのように木と木が重なり合って、こういうふうになっていますよね。そういうことがありますので、できるだけマスクは2メートル以内とかというので、取るということも一つのPRだと思います。そうですので、マスクの依存症にならないような対策も必要かなと思いますので、そのところについて町長にお聞きしたいと思います。

それから、あとマスクをあまりしていると、マスクのために人間が黙っているということになってしまいますので、そのところをどうのお考えなのか、それも聞きたいと思います。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員の再質問にお答えさせていただきます。

着用が必要な場面でも外したり、着用をしなくてもいいのに着用したりということがこれからも多分出てくると思います。そんなことでトラブルにもなるのではないかと考えておるところでございませけれども、マスクの着用が必要である場面では、基本的な感染対策として着用していただくということが望ましいわけですので、ご理解をいただくことが必要と考えております。

また、着用をしていないと不安だという方、外すことに抵抗があるという方、こういう方は家庭ですとか、自分自身ですとか、基礎疾患があるという方もあるかもしれません。そういう中でマスクを外したくないというような状況の人も多分おられるのではないかと考えております。そのような中で、各事業におきまして、その状況に合わせて参加者に国からの通達をご理解いただくように周知を図ってまいりたいと思っております。多分回覧板で大島議員のところにも行かれたと思うのですが、厚生労働省、文科省が出しているこれをしっかりと見ていただくと、これが一番分かりやすいと思うのですが、こんなことを周知させていただきながら、進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） よろしいですか。

○7番（大島瑠美子君） はい、いいです。

○議長（板谷定美君） 以上で通告のあった一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（板谷定美君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今回の定例会に町長から提出された議案は、議案第26号から議案第34号までの9件でございます。

議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。個々の議案に対する提案理由、内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第5、議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、緊急に長瀬町税条例を改正する必要性が生じたため、令和4年3月31日付で、長瀬町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、税務会計課長の説明を求めます。

税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

初めに、令和4年度地方税制改正の概要でございますが、土地に係る固定資産税の負担調整措置として、激変緩和の観点から令和4年度に限り、税額が上昇する商業地等の固定資産税について税額の上昇幅を半減させる措置を講じるほか、個人町民税においては、住宅ローン控除の特例を延長し、所得税から控除できない額を現行制度と同じ税額控除限度額の範囲内で個人町民税額から控除するとしております。このうち長瀬町税条例の改正に係る内容につきまして、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。なお、説明に当たりましては、根拠法令の改正による条項の繰上げ等で改正内容に影響のないものにつきましては説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承願います。

それでは、参考資料新旧対照表の1ページを御覧ください。初めに、第1条関係でございますが、上段の第18条の4の改正は、納税証明書の記載事項について、住所に代わるものとして、施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととするもので、法令の改正に伴い改正するものでございます。

中段の第33条第4項及び2ページの第6項の改正は、上場株式等に係る配当所得等に係る所得割の課税標準について、総合課税または分離課税を確定申告の記載によってのみ適用するもので、課税方式を所得税と一致させるため規定を改めるものでございます。

3ページ上段の第34条の9の改正は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除について、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を所得税と一致させる等、所要の措置を講ずるもので

ございます。

下段から5ページ上段にかけて、第36条の2の改正は、町民税の申告について、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備等をするものでございます。

5ページ下段の第36条の3の2及び6ページ中段の第36条の3の3の改正は、個人の町民税に係る扶養親族申告書について、給与所得者または公的年金等受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書、または公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項に配偶者等の氏名を記載する等、所要の措置を講ずるものでございます。

7ページ中段から9ページにかけて、第48条の改正は、法人の町民税の申告納付について、法律の改正に合わせて項ずれを改めるものでございます。

10ページ上段の第73条の2及び中段の第73条の3の改正は、固定資産課税台帳の閲覧や記載されている事項に係る証明書を交付する場合において、住所が明らかにされることにより身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合における措置を定めるものでございます。

中段の附則第7条の3の2の改正は、住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和20年度分の個人の町民税及び居住年が令和7年であるものまで延長する等、所要の措置を講ずるものでございます。

11ページ上段の附則第10条の2の改正は、法律の改正による項ずれを改めるものでございます。

13ページ下段から14ページ下段にかけて、附則第12条の改正は、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、景気回復に万全を期するため、激変緩和の観点から令和4年度に限り、地価が一定以上上昇した商業地等の税額の上昇幅を評価額の2.5%とする措置を講ずるものでございます。

14ページ下段の附則第16条の3の改正は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例について、課税方式を所得税と一致させる等、所要の措置を講ずるものでございます。

15ページ下段の附則第17条の2の改正は、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、法律の改正に合わせて引用条項の削除に伴う規定の整備をするものでございます。

少し飛びまして、18ページ下段の附則第26条の改正は、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の規定について、法律の改正に合わせて削除するものでございます。

20ページの第2条関係の改正は、令和6年1月1日に施行する扶養親族申告書に関する第36条の3の3の改正規定について、第1条関係の改正に合わせて改正するものでございます。

最後に、議案書にお戻りいただきまして、専決処分書の5ページを御覧ください。下に7分の5と振られているところでございます。附則でございます。中段の附則でございますが、第1条は、この条例の施行期日を定めたもので、令和4年4月1日から施行するものでございますが、一部の規定については、各号に定める日から施行するものでございます。

次の6ページの第2条から第4条は、今回の条例改正に伴う経過措置についての規定でございます。

以上で議案第26号の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 細かい条例の改正内容、分からないところがあるので、今最後のほうにあった20分の15ページの優良住宅地の造成等ってありますよね。この優良住宅というのは長瀬町で指定されているところかどうかとか、それがどこを指すのだから全然分からないので、その規定についてお願いします。分か

らなければすぐではなくてもいいのですが、優良住宅地というのが、区分があるかどうかだけでも。

○議長（板谷定美君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

申し訳ございませんが、今手元に詳しい資料を持ち合わせておりませんので、調べてまたご回答させていただきます。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。1時からお願いいたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの村田議員の質疑に対しての答弁を税務会計課長、よろしく願いいたします。

税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） それでは、先ほど議案第26号で村田議員にご質問いただきました件につきましてお答えいたします。

優良住宅地についてのお尋ねでございますが、こちらにつきましては、認定は都道府県知事が行っております。また、町内に該当する土地につきましては、今のところございません。

以上でございます。



◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第6、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保

険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長(大澤タキ江君) 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたため、令和4年3月31日付で長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条の第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長(板谷定美君) 議案の内容等について、税務会計課長の説明を求めます。

税務会計課長。

- 会計管理者兼税務会計課長(福嶋俊晴君) 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

今回の主な改正内容でございますが、国民健康保険税における加入者負担の公平性を図る観点から、地方税法の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げを行うものでございます。

それでは、専決処分いたしました長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容につきまして、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表の1ページを御覧ください。上段の第2条第2項の課税額の改正でございますが、医療給付費分の課税限度額を2万円引上げ、現行の63万円を65万円に改めるものでございます。

中段の第3項の改正は、後期高齢者支援金分の課税限度額を1万円引上げ、現行の19万円を20万円に改めるものでございます。

下段の23条の改正は、第2条の課税限度額の引上げに伴い、規定の整備を行うものでございます。

最後に、議案書にお戻りいただきまして、専決処分書の2枚目にごございます別紙を御覧ください。中段の附則でございますが、第1項は、この条例の施行期日を定めたもので、令和4年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、今回の条例改正に伴う適用区分を定めたものでございます。

以上で議案第27号の説明とさせていただきます。

- 議長(板谷定美君) これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長(板谷定美君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長(板谷定美君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正

する条例)を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(板谷定美君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり承認されました。



◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長(板谷定美君) 日程第7、議案第28号 長瀬町議会委員会条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長(大澤タキ江君) 議案第28号 長瀬町議会委員会条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

書面規制、押印、対面規制の見直したための所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(板谷定美君) 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(福島賢一君) それでは、議案第28号 長瀬町議会委員会条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

初めに、今回の改正の概要ですが、国において新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、令和2年7月に総務省から地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについての通知が発出されたことを踏まえ、法令等に基づいて実施する行政手続等の簡素化及び事務手続の効率化を図るため、町例規の中で押印署名等に関する対象例規を抽出したところ、条例、規則、要綱、規定など合わせまして295件ありました。そのうち244件について押印の廃止及び署名の見直しを実施するものですが、条例につきましては、関係する4条例について所要の改正を行うものでございます。

それでは、説明につきましては、参考資料としてお手元に配付させていただきました議案第28号新旧対照表を御覧ください。初めに1ページを御覧ください。第1条関係の改正内容ですが、長瀬町議会委員会条例第26条中「職員をして」を削り、記録の作成に際して、署名または記名押印を義務づける規定を「作成しなければ」に改めるものでございます。

次に、2ページ、3ページを御覧ください。第2条関係の改正内容ですが、長瀬町固定資産評価審査委員会条例第4条第4項に規定する審査申出書に申出人の押印を義務づける規定を削除し、第5項第4条とし、第6項を第5項とするものです。

次に、第7条第3項に規定する調書の作成に際して、署名押印を義務づける規定を「記載しなければ」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に第3号として、「意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名」を加えるものです。同様に第8条第5項及び第8項、第9条第2項、第12条第2項、次の

ページ、4ページの第13条第1項についても調書等の作成に際して、署名押印を義務づける規定を「記載・記名」に改めるものです。

次に、5ページを御覧ください。第3条関係の改正内容ですが、職員のサービスの宣誓に関する条例第2条第1項に規定する任命権者の面前において宣誓書に署名を義務づけている規定を、「宣誓書を任命権者に提出」に改めるものです。

次に、6ページを御覧ください。第4条関係の改正内容でございますが、長瀬町火入れに関する条例の様式第1号の申請者の「印」及び、次のページを御覧ください。8ページの様式第2号の許可者の長瀬町長の「印」の字を削除するものです。

すみませんが、議案書に戻っていただきまして、議案書の裏面の附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第28号の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号 長瀬町議会委員会条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。



◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第8、議案第29号 長瀬町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第29号 長瀬町立学校設置条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

長瀬町立長瀬第二小学校を、長瀬町立長瀬第一小学校に統合し、長瀬町立長瀬第二小学校を廃止するため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、教育次長の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 議案第29号 長瀬町立学校設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正内容は、長瀬町立長瀬第二小学校を長瀬町立長瀬第一小学校に統合し、長瀬町立長瀬第二小学校を廃止するための改正を行うものでございます。

内容としましては、長瀬町学校のあり方検討委員会からの答申を受け策定いたしました長瀬町立小中学校の適正規模・適正配置基本方針及び基本計画に基づき、長瀬第二小学校を長瀬第一小学校に統合するため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、参考資料、新旧対照表を御覧ください。第2条第1項の表、「長瀬町立長瀬第二小学校」の項を削るものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

また、2項におきまして、本条例の改正に伴い、長瀬町学校給食センター設置等に関する条例についても併せて所要の改正を行うものでございます。

こちらは参考資料、新旧対照表2枚目を御覧ください。第3条中「長瀬第二小学校」を削るとともに、併せて「すべて」という文言を修正するものでございます。

以上で議案第29号 長瀬町立学校設置条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。3月議会でも発言しましたが、4点についてお伺いします。

教育委員会の担当等が替わったところで回答が難しいところもあろうかと思いますが、質問します。まず、第1点、第一小学校、第二小学校、これは私の意見ですが、両校を廃校して長瀬小学校にしたほうがよいのではないかと。これに対して3月議会では、予算が大分かかるというふうなこともあると。手間がかかるというふうな答弁がありました。では、試算した予算がどの程度無駄なのか。それから、手続きがどの程度煩雑なのか。それから、学校のあり方検討委員会でのこのことに関して、学校名までは答申がなかったのかどうか。一番重要なところなのですが、長瀬第二小学校学区の住民への意見吸収ということで、この合併はもう形の上では吸収合併ということになりますので、その反発感情はどうなのかということについて質問したいと思います。

○議長（板谷定美君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

一小、二小、両校を廃校にして長瀬小学校にするという、まずご質問だったかと思いますが。これについては、この議案上では二小を一小にということですので、吸収という形にはなる議案でございます。

前回のご答弁ということで、費用がかかる等の答弁をしているということですが、試算については特にしていないということですが、また、費用的なものも学校の名前が変われば、それは一小の保護者、お子さんも費用負担がかかるということで、費用がかかるというような答弁をしたのではないかなと思っております。現在二小のほうを一小に統合するというのであれば、その分保護者の負担というの減りますし、町のほうも名前を変える、いろんなもの名前を変える、それから校歌ですとか、いろんなものの表示等々いろいろなものが変わるということで、恐らく一定費用がかかるという答弁をした

のではないかなと思います。

手続についても両校を廃止するという手続になりますので、二小を一小に統合するというものよりはかかるというのは事務の手続上、多少事務が増えるということになっていると思われま

す。また、二小学区の反発はどうかということですが、保護者アンケート、それから町民アンケートの結果を見ても、特に名前の点というのはございませぬけれども、統合については、一小、二小学区とも、小学校2校の統合、小学校2校と中学校を統合して小中一貫とするというものについては、おおむね少なくとも7割、多いところでは87%ぐらいの方が賛成という票を上げていますので、名前等につきましては、現行のところ、今後この基本計画の後期計画で小中一貫校に向けた施設の検討を行うということもしておりますので、その場合にはまた学校名が変わるということも考えられますので、費用の重複を避けるという観点からも変更のほうは現在のところ考えておりませぬ。

以上です。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 合併ということに関してはスムーズに進めるのが一番いいなと私も思いますので、ただ一番引っかかるところが予算、少なくとも町の行政ですよ。予算がかかると思うので、かかると思うのではないでしょう。このぐらいかかるということぐらいは試算すべきではないですか。それはともかくとして、住民感情が、もういいのだよと、第一小学校でというふうな、多分そうなると思うのです。それでもいいと、合併したほうがいいという保護者が多いのではないかなと思いますが、後々子供たちの心、後々はないかもしれないけれども、できれば吸収合併ではなくて対等合併的な形のほうが、そうやっているところも結構あるのです。こだわる必要はないかもしれませんが、第二小学校区の人たちが、正式にはそういうあれはやっていないのですよね。第二小学校区、第一小学校区分けて、学校名をどうしようかとか、できればそこまである程度調査しとく。過去のことを言ってもしょうがないけれども、べきだったかなというので、その反発感情というか、そういうものはあまり見受けられないという答弁をしていたら、もうそれでやむなしということだと思いますが、もう一度そのところ、なぜ予算がこの程度かかるというふうなことを試算していなかったかということと、その感情的なものをお願いします。

○議長（板谷定美君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 村田議員の再質問にお答えします。

前の経緯はよく分かりませぬが、試算のほうについてはしていないということではございませぬが、2年間で小学校のほうを統合するという事務の手続上、そのような形でやらせてもらうということであったのかと思います。ただ、変えた場合はどのぐらいかかるかというぐらいの感じの試算は多少すべきだったのかとは思いますが。例えば校名の看板が変わるだとかには幾らかかるだとか、体操服を合わせるにはどのぐらいになるとか、そういうふうな概算は今後やってみませぬ。

それで、住民の意思感情でございませぬが、今回の説明会についても特に長瀬第一小学校に統合するという形で、校名については細かくは説明はしておりませぬが、統合するという形で吸収という形の説明をさせていただきましたし、その辺のところの意見も小学校のPTA、それから住民説明会のほうでも特に校名についての意見は、村田議員がされた以外はなかったということで、おおむねご理解いただけているのではないかと考えております。

以上でございませぬ。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番(村田徹也君) では、概略分かりました。予算については配慮していただきたいと。例えば第一小学校と第二小学校が合併したら、体操服を買い替えるのですよとか、そういうのではなくて、混ぜてもいいではないですか、軍隊ではないのだから。第二小学校の子だってちょっと運動着が違ふとか、そんなものとか諸々については、それを換えようということ自体がおかしい話だから、来年度以降入ってくる人たちには、例えば第二小学校で、もう合併になるのだから体操服は統一しましょうよとか、そんなふうなことで保護者負担はなるべく少なくして合併をしていただくということによろしいわけですね。そこだけ確認をお願いします。

○議長(板谷定美君) 教育次長。

○教育次長(中畝康雄君) 村田議員の再々質問にお答えいたします。

体操服等については、これから準備委員会等の中で正式には決まっていくと思いますが、保護者の方の意見としては、一小的のほうに違ふ体操服の子が入ると、何かいじめの対象になるのではないかという危惧されている方も、説明会でそういうご意見言われた方もいらっしゃいました。この辺につきましては、これから設置いたします、仮称でありますけれども、学校統合準備委員会のほうで詳細については決めていければなと思っております。

以上です。

○議長(板谷定美君) ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(板谷定美君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(板谷定美君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号 長瀬町立学校設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(板谷定美君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。



◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長(板谷定美君) 日程第9、議案第30号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長(大澤タキ江君) 議案第30号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免を引き続き実施するため、規定の一部を改正

したいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） それでは、議案第30号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正内容は、提案理由のとおり新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対し、介護保険料の減免を昨年度に引き続き実施するため、一部改正を行うものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表を御覧ください。附則第9条でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免について、介護保険料の減免を引き続き行うため、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、この条例につきましては、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものでございます。

以上で議案第30号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） これは条例の一部改正の提案なのですが、これまだ続くというふうなことで、令和5年までというふうなことになってはいますが、もう2年が経過していますので、実情を知るということは可能なかどうか。もし可能であれば、この令和2年2月1日から令和4年4月1日まで、何件の減免申請があったのかどうかということをごできれば知りたいのですが、可能であればそのことについてお答え願いたいと思います。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 村田議員の質問にお答えいたします。

この介護保険料の減免ですけれども、国の財政支援があるということで昨年度も減免のほうしております。今年度も引き続き国のほうの財政支援があるということで、今年度いっぱい減免ということですが、この先についてはまだ分かりません。この対象ですが、1人減免対象がおりました。5万3,500円全額免除ということで実績であります。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（板谷定美君） 日程第10、議案第31号 長瀬町コミュニティ消防センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤タキ江君） 議案第31号 長瀬町コミュニティ消防センター設置条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

消防団詰所、避難所及び投票所を兼ねた地域の拠点施設として、矢那瀬地区コミュニティ消防センターを整備することに伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（板谷定美君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（福島賢一君） それでは、議案第31号 長瀬町コミュニティ消防センター設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の改正内容は、矢那瀬上郷区内の閉鎖となっていましたデイサービスセンターしあわせの森の所有者であります株式会社フクシアと長瀬町との間で土地建物の売買契約が令和4年5月30日に締結され、その後、所有権移転登記が令和4年6月1日に完了したことから、矢那瀬地区コミュニティ消防センターとして管理するため、この案を提出するものでございます。

なお、説明につきましては、参考資料としてお手元に配付させていただきました議案第31号新旧対照表を御覧ください。第2条の消防センターの名称及び位置に矢那瀬地区コミュニティ消防センターを追加するものです。

議案書に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第31号の説明とさせていただきます。

- 議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

- 5番（村田徹也君） これも条例を改正する条例ということで提出いただきましたけれども、これ私ではなくてどなたかが以前の議会で質問したこともあります。当初は地方創生の小さな拠点づくりの一環として行うという予定でいたというふうなことなのですが、これは切り離して行うというふうなことになったと思っております。全く別だから答えないといえばそれまでですが、去年の答弁等聞いていると、今年度いっぱいぐらいでできない場合には、小さな拠点づくりのほうは消滅させるというふうな答弁もあったと思うのですが、それをも含めてどう進めていくのか、ちょっとお聞きできればと思います。

- 議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えさせていただきます。

小さな拠点づくりになりますと、担当課が産業観光課になりますので、産業観光課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

以前もお答えしたとおり、小さな拠点づくりにつきましては、消防の詰所以外は、またこれからもう一度地域の皆さんと話し合いを持ちまして、もし計画が進むのが無理であれば、今年度中に中止という決断を下したいと思っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

4番、野原隆男君。

○4番（野原隆男君） 質疑ではないのですが、これをコミュニティセンターということで、避難所とかいろいろとやっておりますが、いつ頃からあれ避難所と、コミュニティ所、詰所と、それは予定はどんなことになるのだから。もしできましたらちょっと詳しく、7月にはもう選挙がありますので。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、野原議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、前回の議会でも答弁させていただきましたけれども、まず今7月10日投票予定の参議院選から投票所として使用させていただきます。ただ、これから入札を行いまして、中の改修とあと周りの外構、看板とか、あと詰所の消防車の車庫等は今後入札によりまして業者が決まって、工期が12月いっぱいには終わる予定で現在のところは計画しております。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号 長瀬町コミュニティ消防センター設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。



◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第11、議案第32号 令和4年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第32号 令和4年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億627万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を33億2,341万9,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 議案第32号 令和4年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回1億627万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を33億2,341万9,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。説明書の10、11ページを御覧ください。まず、歳入の補正の主なものについてご説明いたします。第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2目衛生費国庫負担金、補正額764万6,000円は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に要する費用のうち、集団接種会場の医師、看護師の報償費や個別接種を実施していただく医療機関への負担金など、ワクチン接種の費用の増に対応するものでございます。

続きまして、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金、補正額6,846万9,000円のうち、6,843万6,000円は、原油価格・物価高騰対策に関わる事業や、新型コロナウイルス感染症対策事業に関する経費について、地方創生臨時交付金を活用するため、増額するものでございます。

第2目民生費国庫補助金、補正額803万7,000円は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、また子ども・子育て支援事業及び保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策支援事業を実施することに伴い、増額するものでございます。

第3目衛生費国庫補助金、補正額1,477万9,000円は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に要する費用のうち、ワクチン接種の実施体制を運営するための費用に対応するものでございます。

続きまして、第16款県支出金、第2項県補助金、第1目民生費県補助金、補正額153万3,000円のうち143万3,000円は、子ども・子育て支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策支援事業を実施することに伴い、増額するものでございます。

第3目農林水産業費県補助金、補正額9万4,000円は、農業委員会の業務効率化を目的としたタブレット端末の購入等に伴い、増額するものでございます。

続きまして、第18款寄附金、第1項寄附金、第3目教育費寄附金、補正額48万円は、中央公民館図書室の図書購入のため、寄附の申出があったことに伴い、増額するものでございます。

続きまして、第20款諸収入、第5項雑入、第2目雑入、補正額421万2,000円のうち330万円は、一般社

団法人自治総合センターからのコミュニティ助成金を交付活用するため、増額するものでございます。

次に、第22款繰入金です。12、13ページを御覧ください。第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金の補正額102万3,000円は、歳出額との不足額を財政調整基金から繰り入れるため、増額するものでございます。

14、15ページを御覧ください。続きまして、歳出の補正の主なものについてご説明いたします。まず、第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費、補正額4万7,000円は、会議システム用電源装置のバッテリーを保守点検に合わせて交換するため、増額するものでございます。

続きまして、第2款総務費、第1項総務管理費、第9目自治振興対策費、補正額230万円は、一般社団法人自治総合センターコミュニティ助成金を活用して、辻区が実施するコミュニティ活動備品に関わる費用を助成するため、増額するものでございます。

第2項企画費、第2目新型コロナウイルス感染症対策費、補正額6,205万4,000円は、原油価格・物価高騰対策と新型コロナウイルス感染症対策に係る費用を増額するものでございます。まず、原油価格・物価高騰対策についてです。コロナ禍において原油価格や電気、ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担を軽減するため、国から追加で配布されることになりました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、生活者支援、事業者支援等を実施します。生活者支援としましては、住民全員を対象に、1人3,000円分の町内で使用できる商品券を交付します。事業者支援としましては、法人に対して法人町民税の均等割に相当する額、法人事業主に対して一律3万円の支援金を交付します。また、子育て世帯の負担が増加することなく、保育所等が給食や保育サービスの質を維持できるよう給食料費の1割相当を補助します。このほか別ページの説明になりますが、小学校、中学校の給食材料費に対しても支援します。

次に、新型コロナウイルス感染症対策です。1つ目は、通いの場づくり事業補助金です。コロナ禍において高齢者交流機会が減少している現状を踏まえ、移動販売事業者と連携し、通いの場づくりを今まで以上に推進するため、健康相談や高齢者等の見守りなどの付加価値をつけて移動販売を行う事業者に対して補助金を交付します。2つ目は、小学校のプロジェクター等の機械器具の購入です。密集を避けた学習の取組を推進するため、新たにプロジェクター等を購入し、分散学習ができるよう環境整備を行います。3つ目は、避難所として指定されている井戸風布地区コミュニティ集会所のトイレを感染リスク軽減のため水洗化し、蓋つき洋式トイレへ改修するものでございます。4つ目は、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対し、生活支援のために食品の提供を行うものです。5つ目は、観光客受入れ環境の整備拡充のため、観光協会に対し補助金を交付するものでございます。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費についてです。16、17ページを御覧ください。第5目介護保険費、補正額32万8,000円は、特定個人情報のデータレイアウト変更等に伴い、介護保険システムを改修することを目的とし、介護保険特別会計へ繰出金を支出するため、増額するものでございます。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉費、補正額1,179万4,000円は、低所得の子育て世帯に対して子育て世帯生活支援特別給付金として、児童1人当たり一律5万円を給付するために必要な事務費や非課税世帯等に対する給付金、また放課後児童健全育成事業や延長保育事業などの子ども・子育て支援事業及び保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策支援に必要な費用と地域子育て支援拠点である多世代ふれ愛ベース長瀬の手洗い器の加温自動水栓化工事を行う費用など増額するものでございます。

続きまして、第4款衛生費、第4項公衆衛生費、第1目予防費、補正額2,242万5,000円は、新型コロナ

ウイルスワクチン接種に関して60歳以上の方、または18歳以上で基礎疾患を有する者等に対する4回目のワクチン接種に対応するため増額するものでございます。

次に、18、19ページを御覧ください。第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費、補正額9万4,000円は、県補助金を活用して農業委員会の業務効率化を目的としたタブレット端末の購入及びその通信費等を確保するため増額するものでございます。

続きまして、第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費、補正予算額30万円は、ちちぶ定住自立圏事業の一環として、新規事業及び雇用の創出の促進を目的に、町内の新規創業者に対するイノベーション創業支援事業を新たに実施するため増額するものでございます。

第2目観光費、補正予算額200万円は、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症対策の一環として実施したエール花火大会を実施するために船玉まつり実行委員会の補助金を増額するものでございます。

続きまして、第9款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費、補正予算額165万円のうち103万8,000円は、一般社団法人自治総合センターコミュニティー助成金を活用して、消防団の備品を新調するため、増額するものでございます。

続きまして、第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正予算額37万1,000円のうち、報酬の23万1,000円は、学校統合準備委員会を設置し、新校を円滑に開校するための準備を進めるために委員報酬を増額するものでございます。

負担金補助及び交付金の14万円は、中学校の修学旅行費のうち、新型コロナウイルス感染症対策のかかり増し経費の一部を補助するため、増額するものでございます。

次に、20、21ページを御覧ください。第7項保健体育費、第3目学校給食費、補正額201万8,000円は、原油価格・物価高騰対策のうち、子育て支援として保護者の負担を増やすことなく質、量の確保を図り、安心安全な学校給食の提供を図るため、また町内事業者支援として町内産品を活用した給食の支給回数を増やすため、給食材料費の1割相当分を増額するものでございます。

以上で議案第32号 令和4年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） それでは、1点だけ、19ページの9款消防費の17節備品購入費の103万8,000円があるのですが、機械器具購入費、これは幾つも分団がありますけれども、どこの分団、1分団2部とか、どこの場所のところに機械器具を入れるのですか。それとも、平等には入らないでしょう。それをお聞きしたいと思います。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、大島議員の質問にお答えいたします。

こちらのほうは、コミュニティー助成金を使いまして、一般財団法人のほうから100万円補助金をもらいまして、各消防団にジェットシューター、主に山林火災で使用します……

〔「ジェットシューター」と言う人あり〕

○総務課長（福島賢一君） 水のうをリュックで背負うやつなのですけれども、そちらのほうを23個購入しまして、各部にそれぞれ配置するものでございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君）　たくさんあるので、マスク外させていただきます。まず、前後するかもしれませんが、通いの場づくり事業で400万円というふうなことで何か移動販売の業者さんに400万円補助するというふうなことなのですが、これ幾つの業者さんを今考えているのかということ、それからこれは町内業者さんなのかどうかということ、まず1点。

それから、子育て世帯生活支援特別給付金は515万円だから約100件でいいのかなという感じがしますが、これおよそ100件分なのか。

それから、新型コロナに感染した人に108万6,000円、これも当然やってしかるべきだと思いますが、以前は、感染が始まった頃には県から一切そういう連絡はないので、申し出てくれれば、それはそういうことができるというふうなお話だったのですから、いつ頃からこういうふうな県からの連絡が来るように方針変換になったのかというふうなこと。

それから、船玉まつりの実行委員会の補助金を多分プラスすると今、これプラスということで考えていると思うのですが、令和4年度の予算書85ページの商工費で200万円既に町で予算化しているのですよね。例年だったら200万円なのを、このコロナで多分煙火事業者を助けるというような意味合いなのかどうか思うのですが、昨年も2か所で花火上げましたけれども、これにさらに200万円増額するというのかと。そうすると400万円ということになるのだと。そうすると例年の船玉まつりは200万円だったのがコロナ禍において、お祭りはまだやるかどうか私よく分かりませんが、もし例年通りやらないにして、また200万円増額ということになると400万円分花火を打ち上げるのかと。個人の感想は言いません。

それから、公立学校の大型掲示装置を購入というようなことはあるのですが、これ多分第一小学校だけなのか、それとも第二小も含むのか、中学校も含むのかというふうなこと。

それから、原油価格の物価高騰とかでいろいろありましたが、3,000円のクーポン券配るというふうなことだったのですが、これは何課が担当するのかと。以前は産業観光課で担当したというふうなことだったと思いますが、今回どの課で担当するのかと。

それから、この中ではちょっと分からないのですが、先日いただいた概要というふうなのを見てみると、事業者支援が2,453万円で、今のお話ですと、5万円を配布というふうなことだったのですが、この間議運では5万円から41万円とか、そんなふうなお話があったのです。これは商工会に加盟している業者さんを対象とするというふうなお話もあったので、そのところがどうなっているのか、この内容についてちょっとお聞きしたいと思います。

それから、商工総務費でリノベーション創業支援補助金というのが30万円あるのです。これは当然リノベーションという言葉の表す意味を考えて、どんな刷新的な、革新的な事業なのか。たった30万円ですが、これ一応創業支援ですので、革新刷新的な事業、どんな事業に出すのでしょうか、それについて伺います。

まだあります。合併したときに学校統合準備委員会報酬で23万1,000円あるのです。当然これからやっていかなければいけないのだと思いますが、ここにはもっと大学との連携とか、そういうふうな意味合いを持って、専門家に大枠をつくってもらうということが必要なのではないかと。まだ合併まで2年ありますので、例えばこの23万1,000円で済むかどうか分からないけれども、大学との連携ということで、こういうことに関しての専門職、専門的な知見を持った人に大枠を決めてもらうのがいいのではないかと、委員会の報酬ではなくて。どんな方が委員会になっているか分かりませんが、前回と同じようであれ

ば、区長さんが入ったりとかいろいろですけども、やっぱり学校の統合していくという専門的知見という考え、地域の実情をとということであれば分かりますが、大卒を大学等で、大学大学とこだわるのはよくないですけども、そういうところに予算をまず向けてということがいいのではないのかなと思います。

それから、第二小学校の複式学級指導員配置事業等で9万6,000円ですか、旅費の不足というようなことがありました。これについては、今なかなか教員の資格を持った人が少ないというようなことで、人材が見つからなかったのも、こういうことになったのかどうかというふうなこと。大変多いですけども、これについて質問をしますので、よろしくお願いします。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に通いの場づくり補助金の400万円の補助ですけども、幾つの業者かということですが、募集をかけて1業者に決定したいと思います。補助額が上限400万円ということで考えております。対象経費の2分の1を補助するということで、上限400万円ということで募集をしたいと思っております。町内かどうかということですが、町内で事業を営んでいる業者ということで募集をかけたいと思っております。

また、給付金の関係ですが、議員のおっしゃるとおり5万円で割っていただきますと103件ですので、見込みとしては103件ということになっております。

それから、自宅療養者の食料費、食事とかの配送ですけども、いつからというところは私のほうでもはっきり把握していないものですから、昨年度の途中からということなのですけども、また確認して御報告したいと思います。

以上です。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員からのご質問の産業観光課関係、3点あったかと思えます。

まず初めに、原油価格・物価高騰対策事業者支援事業補助金についてその概要をご説明申し上げます。この補助事業は先ほど企画財政課長が申し上げましたとおり、コロナ禍において、原油価格や物価の高騰の影響を受けた事業者の負担軽減を図ることを目的に補助金を交付するものでございます。対象となる事業者は町内で事業を営んでいる法人及び個人事業主といたします。なお、町への開業届の提出が任意であり、営業実態の把握が難しい個人事業主につきましては、町内で事業を営んでいるあかしとして、先ほど村田議員がおっしゃられた商工会員であること、それから観光協会会員であること、もしくは農業者については認定農業者であることを交付要件の一つとしたいと考えております。

次に、交付額でございますが、まず法人につきましては、当該法人の資本金の額や従業員数によって、1号法人から9号法人に区分されております法人町民税の均等割と同額といたします。1号法人が5万円、2号法人が12万円、3号法人が13万円、4号法人が15万円、5号法人が16万円、6号法人が40万円、7号法人が41万円、8号法人が175万円、9号法人が300万円となっておりますが、当町においては、7号法人の41万円が最高額となっております。また、交付対象法人のうち1号法人、5万円に該当する法人が法人全体の75%を占めてございます。

〔「七十幾つですか」と言う人あり〕

○産業観光課長（相馬孝好君） 約75%を占めております。

次に、個人事業主につきましては、法人に比べますと規模や従業員数等が少なく、通常であれば物価高

騰の影響が少ない事業所が多いことから、1号法人への交付額である5万円の60%に相当する3万円といたします。

原油価格関係については以上でございます。

2つ目として、リノベーション創業支援事業補助金の概要についてご説明いたします。

この補助事業は、ちちぶ定住自立圏事業として秩父郡市1市4町が一丸となって創業支援を実施するものでございます。補助対象者は町内にある建物を活用して、小売業、飲食業、宿泊業、サービス業、その他町長が地域経済の活性化に寄与すると認めた事業を新規に開始する法人または個人で、ちちぶ地域創業支援事業計画に規定する特定創業支援事業による支援を受けたものとなっております。補助対象経費は、補助対象者が町内において新規に事業を開始するために行う店舗または事務所に対する新築工事、増築工事、また改修工事に要する経費とし、その経費に3分の1を乗じて得た額について、30万円を上限として助成するものでございます。先ほど最初に秩父郡1市4町で一丸となってというお話をしましたが、市に2件分60万円、あと町には1件分の30万円が各町に交付されます。これは定住自立圏のほうから雑入で収入として入ってくるものでございます。

それから、最後の船玉まつり実行委員会補助金でございます。今年度の長瀬船玉まつりの開催につきましては、あさっての16日に開催されます長瀬船玉まつり実行委員会において決定することになりますが、近隣の市町村の花火大会等の開催予定を見ますと、深谷花火大会や寄居玉淀水天宮祭花火大会などが中止となっております。長瀬船玉まつりにつきましても、新型コロナウイルス感染症拡大や物価高騰の影響などにより、企業からの協賛金の収集はもとより、会場内における感染予防対策の徹底が難しいとの判断から、万灯船の運行、灯籠流し、花火大会は中止とし、水上安全修ばつ祭の神事のみで開催となる見込みでございます。そのため、町といたしましては、昨年度町民の皆様から大好評をいただきましたながとろエール花火の第2段を今年度も実施したいと考えております。実施に当たりましては、昨年度町民の皆様からも少し花火が見たかったと声が多く寄せられておりましたので、今年度の花火代を増額したいということで今回補正予算を計上させていただいたものでございます。

産業観光課関係は以上でございます。

○議長（板谷定美君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、プロジェクター等の購入でございます。これは企画費の新型コロナウイルス感染症対策、予算説明書の14、15ページの機械器具購入費480万9,000円でございますが、これにつきましては企画財政課長の説明にあったとおり、感染対策という形でプロジェクター等設置し、密を避けた学習、分散学習ができるような環境整備を行うものでございます。設置場所につきましては第一小学校でプロジェクター9台、それからスクリーン、書画カメラを購入するものでございます。

次に、準備委員会の報酬の関係でございます。大学等との連携というご提案でございますが、今回につきましては、一小、二小の統合におけます通学体制ですとかスクールバス、それから来年度に向けての交流事業、それから体操服ですとか学用品、それから実際学校で使います学校備品等、それからPTAの組織運営等につきまして、具体的な事務手続のほうを進めていただくというものでございまして、今回は大学等との連携は考えておりません。

次に、複式学級の関係の指導員の通勤手当が不足するという形で今回補正させていただきました。今回二小のほうに配置されています方につきましては、群馬県のほうからいらしているということで、当初予

定していました通勤手当が不足するというので増額させていただきました。前の話を聞いていますと、公募をかけてもなかなか集まらないということで、応募してきた方が群馬の方だったということで採用になったということですが、この辺については来年以降も確保が非常に課題になるのではないかなと思ってるところでございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

原油価格・物価高騰対策としましての生活者支援としまして実施します1人3,000円の商品券につきましては、町民課が担当いたします。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、今お聞きした中で疑問が残るところについてもう一度質問したいと思います。

通いの場づくりについては、町内業者を一応考えていると、1事業者というふうなことです。これは、いわば引き売りのような形で出向いて行って、そこで交流も買物もできたりとか、そういうことで、地域の買物難民的なもの解消するというような目的も含んでということでもよろしいわけですか。多分そうなのかなと思うのですが。

あと、船玉まつりにつきましては、今言われたとおりなのですが、後で言いたいと思いますが、予算はここに使うべきではないのかなと私は考えます。

あと、学校関係につきましては、プロジェクターとか、それを投影するスクリーン、これについては特に合併も視野に入れてしっかりしたもの、組立て式とか、そういうのではなくて、何か貼りつけるのもあるというような話聞きましたけれども、上からびって下ろせるとか、ぱっと戻せるとか、効率かつ長くもつようなものを台数が9台ではなくてもいいのではないのかなというふうなことを思います。

あと、3,000円の商品券につきましては、町民課担当でというふうなお話だったのですが、これは具体的になると町民課で配布するということですか。町民課まで取りに来たりとか、そういうふうなことなのか、またそれ郵送みたいなので送られてくるのかというふうなこと。

それから、町内の事業者について、個人と法人というふうなことで、要するに個人事業者については掌握しやすいということなのですが、この個人事業者については商工会に加入していなくても出るということで考えていいわけですね。私どういう個人事業者が商工会に入るか、入らないかということ分からないので。法人については、商工会に加入していないとどんな事業をしているか分からないというふうなお話だったのですけれども、私は何か平等ではないのではないかなと、国から来るお金だと、そういう事業をやっている人について商工会に加入しているところだけというのはちょっと納得できないのだけれども、一応そうやるという予定ですよ。

あと学校のほうでもう一点すみません。これは委員さんというふうなことがあるのですが、この前に私が言いたいのはやることあるのではないですかと。統合するについてもっと専門的知見を持った人にお聞きしたりとか、そういう予算を今年は立てておいて、それから新たにこういう委員会の報酬というのが筋なのではないのかと。具体的に体操服どうするとか、確かにそれもそうですけれども、それ以

前のことはなしで、町独自で教育委員会で責任を持ってそれをやっていって、なおかつそういう内容的なのはこういう委員さんにとということかと。では、何かこの町でいろいろ大学との連携とかそういうのを今までうたったりしていたことがどこ行ったのだろうかというふうに思うのですが、そのことについて再度お願いします。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） それでは、村田議員の再質問にお答えいたします。

その前に先ほど県との覚書の締結の日にちということで、自宅療養者の情報の提供に関する覚書の締結ですが、令和3年10月27日に締結をしております。

すみません、戻りまして通いの場づくり事業についてご説明をいたします。議員のおっしゃるとおり、一言で言ってしまえば、引き売りの場で交流をしたり、コミュニティを形成するというような事業なのですけれども、この場をお借りしまして、通いの場づくり事業についてちょっとご説明をさせていただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために外出自粛により高齢者の交流機会が減少をしました。こうした現状を踏まえまして、介護予防のための近隣住民との交流機会を増やす手段として、町では通いの場づくりを支援しております。今年度は、高齢者の通いの場として集会所などを整備する行政区に対する補助制度を創設しました。また、今回の補正予算で要求をさせていただきましたのは、高齢者が気軽に通える通いの場づくり事業としまして、町内の集会所などに食品や日用品など生活必需品を販売する移動販売車を定期的に巡回させ、移動販売だけではなく、健康相談ができる体制や高齢者の見守り、またキャッシュレス決済など、住民や地域のためになる付加価値をつけた事業に取り組むことができる移動販売をする事業者を募集しまして、移動販売車の購入や改修に係る経費に対して補助金を交付しまして、移動販売を通じた通いの場づくりを推進するというものです。先ほども申し上げましたが、対象経費の2分の1を補助としまして、上限は400万円とします。また、赤字経営で早期撤退することのないよう応募条件としましては、町内限定の業者に募集をかけまして、5年以上は継続する事業として取り組める事業者ということで募集をかけたいと思っております。今後はその補助金の要綱を制定しまして、募集をかけ、年度内には販売をしていきたいということを目指しております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員の原油価格・物価高騰対策事業者支援事業補助金についてのご質問にお答えをいたします。

村田議員がおっしゃっている法人のほうの方が分かりづらいというのは誤りでありまして、法人につきましては、町のほうに毎年均等割を納めていただいておりますので、事業内容がはっきり分かるのですが、逆に個人事業主、こちらにつきましては町への開業届の提出が任意であったりするものですから、実態が分からないのです。本当にやっているのかやっていないのか。現在全国で持続化給付金の不正受給が問題となっておりますが、そのほとんどが個人事業主に関する不正でございます。今回の交付申請手続きにつきましても、できる限り簡素化したいと考えておりますが、確定申告書の提示だけでは事業の実態が把握できないものですから、個人事業主につきましては、町内で事業を営んでいるあかしとして、事業者は商工会員であること、それからまたは観光協会員であること、それと農業従事者については、町が認定をしている認定農業者であることを要件の一つとしたいというものでございます。

それから、商工会員とか観光協会員、それから認定農業者以外の人は補助金がもらえないのかというご

質問でございますが、こちらについても今回の補助事業はコロナ禍において物価高の影響を受けた事業者の負担軽減を図ることを目的とするものでございますので、一人でも多くの事業者の方に補助金を交付したいと考えております。ですから、もし本当に事業をやっていて、商工会とか観光協会にまだ加盟していない方がいらっしゃいましたら、ある程度期間を設けて加入することによって交付したいというふうを考えております。それが将来の商工会、観光協会の発展にもつながると思いますので、そうしたことも考えて今回の補助事業は実施したいと考えております。

それから、何でもかんでも商工会、観光協会に入らなければ駄目なのかということにつきましては、これから交付要綱を制定いたしますので、そこで例えば「町長が認めた者」というような文章を1つ入れて、本当に事業をやっている実態が確認できれば、補助金を交付できるような要綱にしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、村田議員の再質問にお答えします。

まずプロジェクターのスクリーンというような関係でございましたが、プロジェクターについては、これは私も教育委員会に来て驚いたのですが、一般的なプロジェクター、大きく映すのであればその分壁から離れなくてはいけないというものではなくて、黒板の真上についている超短焦点型というものがつけているようなのです。今回もそれをつけるのですが、その場合ですと、スクリーンは黒板に映し出しますので、黒板に貼りつける形のマグネットで広げられるような、そういうものが使いやすいということですので、それを予定しております。それにはホワイトボードのような書き方も、プロジェクターで投影したところにホワイトボードのように書き込んだりするというようなこともできる。それから、黒板のほうを子供も全て向きますので、いろんなほうを向かないという形で使いやすいということで、そちらのほうを入れる予定でございます。

それから、準備委員会の関係でございます。専門的な知見を持った方がよろしいのではないかとということでございますが、今回は一小、二小の統合ということで、今年の3月末で廃校になったところも県内で幾つもあります。また、秩父郡内でも皆野や横瀬の芦ヶ久保小とか統合した例もございます。そういう近隣の先例というのですか、既に統合を終えたところの事例を参考に進めてまいりますので、今回は大学との連携は考えず進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） 町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず町民1人当たり3,000円の商品券の関係でございますが、担当させていただきますのは町民課でございます。配布方法のことについてのご質問だったかと思っておりますけれども、前回同様に個人宛てではあるのですけれども、世帯ごとにまとめまして、郵送でお送りさせていただきます。簡易書留を予定してございます。概要でございますが、町内で営業している大型店とか、小口の売店等の登録を受けてやらさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、質問は最後にします。通いの場についてはどうも理解できないところがあるのです。要するに幾つかの公会堂か何かという話なのですけれども、今地区は27あるのですけれども、公

会堂がないところもあるというところなのですが、例えばその中で6か所なら6か所を選定して、そこにトラックみたいなので行って、その荷物を下してそこで買ってもらったりとか、そうすると今度それを積み込んで、また次へ移動してとか、事業からいくと事業効率が悪いのかなというところなのだけれども、それを考えていると。今現在、多分長瀬町で引き売りというのをやっている事業者さんは1件だけだと思うのです。多分ですよ。そうではなくて、では新たにそれを始めますよというふうな方も含めての事業者選定ということになるのかなと。これ5年は続けてくださいというようなお話だったのですけれども、何か事業効率が悪いのだけれども、まだ通いの場になればいいのだというふうな感じなのかなと。ちょっとそこのところ。

あと、原油価格・物価高騰対策とかというふうなことについてなのですが、この事業について、最初の説明よりもう少し幅が広がるのかなというふうな感じは持っているのですが、何か、では新たに例えば商工会に加入しましたよとか、観光協会に加盟しましたよって、金をもらいたくて加入したのではないとか、ちょっとそんなふうにも取られがちなのところもあるというふうなことなのですが、平等にということを考えてみると大変難しいと思うのですが、なるべくそういう方向で進めるのがいいのかなと思います。

しつこいようですが、学校のことについては検討ということは、今回は大学とのというふうなことは考えていないということで回答いただきましたが、そういうことも予算が許せば、もう少し骨子についてのことは必要なのではないかなと。やる気がなければ、そういうことはありませんよで結構です。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

移動販売についてですが、ちょっと説明が足りなくて申し訳ありませんでした。移動販売車ということで、車に冷蔵庫ですとか、いろんなものを積んで移動販売している例えばとくし丸さんですとか、あんな感じのがあると思いますけれども、積卸しを集会所でしなくてもいいように、販売車の中で完結するような車に改造していただいて、それで地域を回っていただくということになる予定です。集会所ありますけれども、全部回るということではなくて、やはり買物支援が必要な地域というのがあったと思いますので、そういったところを重点的に回るようになると思うのですが、事業者が決まりましたら、事業者と、あとは生活支援の関係、社協のほうにも生活支援コーディネーターがおりまして、地域のニーズなど把握しておりますので、そちらと検討しながら場所は決めていくようになると思います。

あと、町内を回っている移動販売車ですが、今のところこちらで把握しているのは4業者あるということです。

〔「町内のは1個ではないですか」と言う人あり〕

○健康福祉課長（内田千栄子君） 町内に拠点を持っている業者ですと2業者あります。それから、町外から来ている業者さんが2業者ございます。そういった業者さんに手を挙げてもらってもいいですし、新しくそういった事業を始める業者さんに手を挙げていただいてもいいと思います。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員の商工会とか観光協会に交付金が欲しくて入会する人がいるのではないかとというご質問ですが、商工会のほうに確認したところ、新規の会員を受け付ける場合には理事会を開いて、そこで審査するそうですので、そうした審査機能をうちのほうも頼りにして、ちゃ

んとした方を選んでいただけるというふうに思っております。

それから、認定農業者につきましても町のほうで審査会を行って、本当にこの人が将来農業を続けていくのかその辺も審査の対象になってまいりますので、そうした審査に通るというところでそういった交付金だけを求めて会員になったり、認定農業者になったりする人はいないというふうに思っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 教育次長。

○教育次長（中叡康雄君） それでは、村田議員の再々質問にお答えいたします。

準備委員会の関係ですが、今回の一小、二小の統合については考えておりませんが、その後基本計画にあります小中一貫校を含めた検討というのがあります。その時点では、やはり地域の方々だけでなく、ある程度専門的な意見というのも必要になるかと思われまので、ご意見として、参考として承っておきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。

この補正予算、全体の中でこれからの町を担う子供、児童生徒に関わる学校予算というものはもっと多くすべきである。特に第二小学校複式学級運営や大人数学級運営の軽減に資するような予算措置が必要なのではないかと。将来の町を背負うと、給食費とかそういうたくさんいいところもありますが、全体的に例えばながとろエール花火を倍額するよりも、子供にかければ、それが返ってくるというふうに私は思います。特に事業者支援については国からの支出金なので、この補正予算で有効の内容も確かにありますが、住民に本当に平等に分配されるか分かりません。とにかくこの国からの予算、平等性ということに関してまだまだ疑問も残るので、この補正予算については大変いい事業はいっぱいありますが、賛成することはできないというのが私の意見です。

以上です。

○議長（板谷定美君） 次に、賛成討論を許します。どなたか賛成討論いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号 令和4年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（板谷定美君） 起立多数。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時34分

再開 午後2時46分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第12、議案第33号 令和4年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第33号 令和4年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を7億8,597万8,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 議案第33号 令和4年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書1ページを御覧ください。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,597万8,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。説明書の6、7ページを御覧ください。歳入につきましては、上の表を御覧ください。第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第5目その他一般会計繰入金32万8,000円でございますが、歳出の増額補正に伴い一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出につきまして、下の表を御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費32万8,000円でございますが、令和4年6月に改定される番号制度情報連携のデータ標準レイアウトに対応するため、介護保険システムの改修業務を委託する費用が不足することから、増額するものでございます。

以上で議案第33号の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号 令和4年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。



◎議案第34号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第13、議案第34号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第34号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についての提案理由を申し上げます。

現在皆野・長瀬下水道組合で行っているし尿の収集及び処理について、令和5年4月より秩父広域市町村圏組合で共同処理を行うため、秩父広域市町村圏組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（玉川 真君） それでは、議案第34号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてご説明申し上げます。

議案の2枚目を御覧ください。町長の提案理由でも申し上げましたが、令和4年1月25日に締結した秩父地域し尿処理事業の統合に関する覚書により、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町及び皆野・長瀬下水道組合のし尿処理事業を統合し、令和5年4月1日から秩父広域市町村圏組合の一事務とすることとなりましたので、秩父広域市町村圏組合が共同処理する事務に、し尿の収集及び処理に関することを加えることに伴い、同組合の共同処理する事務及び同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定によりこの案を提出するものでございます。

それでは、参考資料、新旧対照表の1ページを御覧ください。共同処理する事務の第3条に、「ただし、第2号に掲げる事務のうち、し尿の収集については、小鹿野町に係る事務を除く」を加え、第1号中の「廃棄物」を「ごみ」に改め、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第2号として、「し尿の収集及び処理に関すること」を加えるものでございます。これは、し尿の収集についてのみ小鹿野町では1市3町と異なる方式で長年業務を行ってきたことから、その内容を継続したいとの強い意向があり、その意

向を尊重したことからこのような改正文となっているものでございます。

次に、議決方法の特例として、9条の2、「組合の議会の議決すべき事件のうち、組合市町の一部に係るものの議決については、当該事件に関する市町から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する」を加えるものでございます。

新旧対照表2ページ中段下を御覧ください。附則に、次の1項を加え、見出しとして、「し尿の収集及び処理に関する経費の特例」を付し、「4、第19条の規定にかかわらず、令和5年4月1日からし尿を統合処理する新処理施設（以下「新処理施設」という。）の供用開始までの間におけるし尿の収集及び処理に関する経費の負担割合は、組合市町の協議により定める」とするものでございます。

次に、別表（19条関係）を御覧ください。別表中の費用項目の「廃棄物」を「ごみ」と「し尿」とし、負担割合の「廃棄物」を削除するものでございます。

3ページ上段に記載のあります、し尿の費用項目をごみの記載に倣い「収集」「処理」とし、負担割合を「収集量割による」と、「処理量割による。ただし、新処理施設の建設費用並びに当該新処理施設の建設に伴う既存施設の改修費用及び解体費用は、組合議会において定める」とするものでございます。

また、このほか条項ずれや文言の整理等を併せて行うものでございます。

次に、議案の1枚目裏面中段を御覧ください。附則でございますが、施行期日として、1、この規約は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、埼玉県知事の許可のあった日から施行するとし、準備行為として、2、変更後の規約第3条第2号に規定する事務を共同処理するために必要な準備行為は、この規約の施行前においても行うことができるとするものでございます。

また、承継として、3、組合は、秩父市し尿の収集及び処理事業、小鹿野町し尿の処理事業並びに皆野・長瀬下水道組合し尿の収集及び処理事業に関する事務並びに当該し尿の収集及び処理事業に係る財産及び権利義務を令和5年4月1日に承継するものとしてございます。

以上で説明を終わります。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） この最初のページの議決方法の特例というのがありまして、第9条の2というのがあります。その中の文言で、「組合の議会の議決すべき事件のうち、組合市町の一部に係るものの議決については」ということですが、「組合市町の一部に係るものの議決」というものについてはどのようなものが想定されているのでしょうか。

それで、あと、私が今行っているわけですけども、市町の議員で、例えば長瀬町にちょっと不利益なものがあつたときに、長瀬町の議員2人が反対したところで、多数決で、過半数で決められてしまうと、全くの16分の2だけになってしまいますので、その辺のところ非常に危惧するところでもあります。ですから、この一部に係るものの議決内容というものを想定できたら教えてもらいたいのですけども。

○議長（板谷定美君） 町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

議決方法の特例について説明してほしいということかと思いますが、今回の件につきましては、地方自治法第287条の3第1項の規定で、複合的一部事務組合の特例の一つとして議決方法の特例が定められております。今回のケースで説明申し上げますと、1市3町で行う収集事業の議案は、その賛成票に1市3町から選出されている出席議員の過半数の賛成を含まなくては可決されないものでございます。

以上となります。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） ですから、先ほど私発言した中の後半のほうの問題が出てくるわけです。例えば1市3町でいいますと、1市、いわゆる秩父市だけで8名いるのです。問題はこれで半数です。ですから、長瀨町、秩父市のし尿処理場を使うというふうなことになった場合、非常に遠距離であるために料金の格差であるとか、いろいろなものがこれから想定されてかぶってくる可能性もあります。そういうふうな不利益なことが来たときに、市だけでも半数いますので、それに1町加われば、もうそれで過半数になってしまうということがありますので、その辺のところも含めてこちらは承知してなくてはいけないし、よく検討する中で、話し合いの中で入れておいてもらいたいというふうに思うところであります。よろしいでしょうか。

単なる半数で決めたから、過半数いるからいいというのではなくて、理事会の場合にはたしか1市3町とか、1市4町とかそういうのが、理事会は全員一致で加入させるとかささせないとか、いろいろ申合せ事項とかあるのですけれども、これ確かに議決だから過半数で決めていくのが普通の民主的なものかもしれませんが、そういうふうな懸念もありますので、一応担当者として出席する場合にはいろいろと疑義を呈しながら参加していただきたいというふうに思うところであります。そういう発言しておきますので、課長にはそれを心得た上で出席して、いろいろと話し合いしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○町民課長（玉川 真君） 新井議員のご質問といたしますか、ご意見といたしますか、いただきました件、検討委員会といたしますか、打合せといたしますか、中身を検討するときに各市町の担当課長とか、そういった幹部役員が集まって意見の調整をしたものを諮りまして、議案等に持っていきます。その中では長瀨町が不利にならないように発言等をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○8番（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） ただいまし尿処理につきまして、課長のほうから答弁ございましたけれども、委員会のほうで細かく相談をした中で理事会のほうに出てまいりまして、理事会でもんだものを、承認されたものが今度は出ていくわけですので、私たちがしっかりと1つの町に不利益が生じないように議論をして、平等に1市4町が運営されるように議会のほうには提出するように心得ていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを採決

いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時03分

再開 午後3時06分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○議長（板谷定美君） 追加日程第1、ただいまお手元に配付いたしましたとおり、町長から1件、追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。議案第35号 長瀬町学校統合準備委員会設置条例を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号 長瀬町学校統合準備委員会設置条例を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎議案第35号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 追加日程第2、議案第35号 長瀬町学校統合準備委員会設置条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第35号 長瀬町学校統合準備委員会設置条例の提案理由を申し上げます。

長瀬町立小学校を統合するに当たり、長瀬町学校統合準備委員会を設置するため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、教育次長の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 議案第35号 長瀬町学校統合準備委員会設置条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、長瀬町立小学校の統合を円滑に行うため、長瀬町学校統合準備委員会を設置するため、この案を提出するものでございます。

議案を御覧ください。第1条は、設置でございます。長瀬町立小学校の統合を円滑に行うために必要な準備、検討、その調整を図るために学校統合準備委員会を設置するものでございます。

第2条は、所掌事務でございます。学校運営、教育課程及び式典行事、学校の通学体制に関することなど、各号に掲げる事項を協議し、教育委員会に報告するというものでございます。

第3条は、組織でございます。委員会は、委員30人以内をもって組織するもので、第2項、各号に掲げる学識経験のある者、行政区を代表する者、保護者を代表する者、教職員を代表する者などから教育委員会が委嘱するものでございます。

第4条は、任期でございます。委員の任期は委嘱された日から本条例の失効の日までとするものでございます。

第5条は、委員長及び副委員長でございます。学校統合準備委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定めるものでございます。また、第3項、第4項ではその役割について定めるものでございます。

続きまして、次のページ、第6条でございます。会議でございます。会議は、委員長が招集し、委員長が議長となるなど、会議の運営について定めるものでございます。

第7条は、部会でございます。委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができるものとし、第2項以降についてはその運営について定めるものでございます。

第8条は、関係者の出席等でございます。委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議に出席を求めて意見もしくは説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができるものでございます。

第9条は、報酬でございます。委員への報酬は、特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の規定により支給するものでございます。

第10条は、庶務でございます。委員会の庶務は、教育委員会、教育総務担当において処理するというものでございます。

第11条は、その他でございます。この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定めるとするものでございます。

次に、附則でございます。第1項は施行期日を定めるものでございまして、公布の日から施行するものでございます。

第2項は、この条例施行後の最初に行われる会議につきましては、第6条第1項の規定に関わらず、教育委員会が行うものでございます。

第3項は、条例の失効について定めるもので、令和6年3月31日限り、その効力を失うものでございます。

以上で議案第35号 長瀬町学校統合準備委員会設置条例の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番。1点だけ。第2条の第1項ですか、学校運営、教育課程とあるのです。だか

ら、学校運営、これは教育課程についてこの委員会で検討できるのですか。教育課程まで踏み込めるのですか。ちょっと私分らないので、それはどうなのかという気がします。教育課程、できるのかどうか、その点について質問します。

○議長（板谷定美君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

設置条例の第2条の教育課程という言葉のところでございます。こちらにつきましては、学校の教育課程とか学校行事、交流事業等に関することにつきましては、教育部会とでもいいですか、先例のところを見ますと、学校の教職員で調整を図っているというものがありませんでしたので、それを参考に今回今設置について検討をしているところでございますので、特にほかの自治体でやっていることなので、問題はないかなと思っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） よろしいですか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 教育課程となった場合には教育の根本に関わることなのです。だから、そういう意味ではなくて、もう少し大まかに捉えてという文言で捉えればいいのかということを知りたいのだけれども、そうでなければ教育課程に関して外部の者がどうにか、おかしいのではないかとか、そういうことに関わってくるはずなのです。だから、いいのですけれども、教育課程と書いてあるけれども、そういう意味合いなのだとおっしゃるということによっていただくというか、そういう意味合いなのかなという、そこだけ、すみません。

○議長（板谷定美君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 村田議員のご質問にお答えします。

私もまだよく分からないのですが、村田議員のおっしゃるとおりだと思います。その細部というわけではなくて、村田議員の解釈でよろしいかと思っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） 6番、野口です。

話は違うかもしれないけれども、これが合併したときに第二小学校が空くわけですよね。第一と第二で合併したときに小学校がなくなるわけですか。そういう話はまだ早いと思うのだけれども、どんなふうに町として考えているのかなと思ってお伺いしたいのですけれども。

○議長（板谷定美君） これは町長でいいのかな。教育次長でいい。合併後の話。これ準備委員会の設置条例に関することなので、設置その後のものに関してはこれからの検討になると思いますので、それまでちょっと待っていただけますでしょうか。

○6番（野口健二君） 分かりました。

○議長（板谷定美君） 教育長、答弁できますか。

○教育長（井深道子君） 野口議員の今のご質問にお答えさせていただきます。

これからにまだなるのですけれども、学校の施設活用委員会のほうも考えております。現在は、まずはこの統合のことについて話を進めていくということで、来年度以降になるかと存じますが、よく考えてお

りますので、そのときにまたご説明させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） よろしいですか。質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号 長瀬町学校統合準備委員会設置条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。



◎議員提出議案の報告及び上程

○議長（板谷定美君） 日程第14、議員提出議案の報告及び上程を行います。

今回の定例会に議員から提出された議案は、発議第4号の1件でございます。

議案はお手元に配付してあるとおりでございます。



◎発議第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第15、発議第4号 町長の専決事項の指定についてを議題といたします。

議案の内容等については、提出者の大島瑠美子君の説明を求めます。

7番、大島瑠美子君。

〔7番 大島瑠美子君登壇〕

○7番（大島瑠美子君） それでは、発議第4号 町長の専決事項の指定についてをご説明いたします。

提案理由といたしましては、長瀬町議会の権限に属する事項のうち、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項の指定について、昭和49年6月26日に議決第23号として議会の議決がされていますが、議決後、50年経過を目前にしており、昭和49年の議決当時と比べて社会情勢等が一変していることから、全部を改正するものでございます。

次のページを御覧ください。具体的な内容といたしましては、第1項は地方自治法第96条第1項第12号に規定する、長瀬町と当事者間の和解を行うことについて、和解金額が100万円以下のものに関する事項を指定するものです。

第2項は、地方自治法第96条第1項第13号に規定する、長瀬町の義務に属する損害賠償額の決定で、その金額が100万円以下の額を定める事項を指定するものです。

第3項は、第2項の損害賠償額の決定に伴い、予算を定める事項を指定するものです。

第4項は、法令の改正・廃止、または制定に伴い、長瀬町の条例中に引用する当該法令の題名・条項、または用語を整備する場合で、議会において独自に判断する余地がないときに限定して条例を当該法令の題名、条項または用語に改正する事項を指定するものです。

なお、当該指定の効力につきましては、議決の日からとするものでございます。

以上で発議第4号 町長の専決事項の指定についての説明を終わります。議員皆様のご賛同いただきまして、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号 町長の専決事項の指定については委員会の付託を省略します。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議第4号 町長の専決事項の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件

○議長（板谷定美君） 日程第16、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定いたしました。



◎議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（板谷定美君） 日程第17、議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、会議規則第74条の規定により、議会運営委員会委員長及び総務教育常任委員会委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決まりました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時24分

再開 午後3時26分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○議長（板谷定美君） 追加日程第3、ただいまお手元に配付いたしましたとおり、会議規則第74条の規定により、経済観光常任委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。経済観光常任委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、経済観光常任委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、追加日程第4とし、議題とすることに決定いたしました。



◎経済観光常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（板谷定美君） 追加日程第4、経済観光常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。経済観光常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、経済観光常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎字句の整理

○議長（板谷定美君） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當である、あるいは不備な点がございましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は議長に委任することに決まりました。



◎閉会について

○議長（板谷定美君） 以上で本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。



◎町長挨拶

○議長（板谷定美君） 本定例会の閉会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、専決処分承認案件2件、条例の一部改正案4件、補正予算案2件、規約変更案1件、追加議案1件の、合わせて10件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。誠にありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては十分これを検討し、対応してまいりたいと存じます。

7月半ばには梅雨が明け、いよいよ暑い夏のシーズンとなります。議員の皆様におかれましてはご自愛いただき、ご活躍されますようお願いいたします。

以上をもちまして6月定例会の閉会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（板谷定美君） これをもちまして本日の会議を閉じ、令和4年第2回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後3時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 9月 9日

議 長 板 谷 定 美

署 名 議 員 村 田 光 正

署 名 議 員 井 上 悟 史